

会議録

令和4年3月9日(水)

場 所 3階 第1研修室

会議名：第4回令和4年度予算等審査特別委員会

出席委員：相澤委員長、吉田副委員長、平野委員、手塚委員、東出委員、安齋委員
新井田委員、廣瀬委員、竹田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後6時20分

事務局 加藤、塚

開 会

1. 委員長挨拶

相澤委員長 定刻になりましたので、ただいまから、第4回令和4年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりでございます。

3日目で皆さん、お疲れのところご苦労様です。

それでは、早速はじめたいと思います。

2. 審査事項

(1) 税務課

相澤委員長 税務課の皆さん、どうもご苦労様です。早速、進めていきたいと思います。

幅崎課長、よろしくをお願いします。

幅崎税務課長 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、税務課所管の当初予算につきまして、まずは歳出から説明させていただきます。

予算書、53ページをお開き願います。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費、1節 報酬から11節 役務費までは、例年計上している予算で、概ね前年度と同額となっております。

12節 委託料の地方税共通納税対象税目拡大業務及び軽自動車税関係手続電子化業務、あわせて531万3,000円につきましては、国が進める賦課収納業務の電子化に伴うシステム改修費用です。

13節 使用料及び賃借料は、国税連携に関連する専用回線使用料などの予算で、前年度と同額です。

18節 負担金補助及び交付金は、50万円ほど減額となっておりますが、主な要因は納税組合補助金の組合員数の減によるものです。

次に、54ページをお開きください。

2目 賦課徴収費については、8節 旅費から11節 役務費までは例年計上している予算で、概ね前年度と同額です。

12節 委託料についてですが、200万円ほど増額となっている要因は、前の年に計上しておりましたシステム導入費用 190万円が減額となり、令和4年度では3年に1回必要となります固定資産税標準宅地鑑定評価業務、これが253万円と、家屋評価関係事務の電子化費用として142万5,000円を計上していることによるものです。

18節 負担金補助及び交付金は、北海道が取り扱う軽自動車の徴収取扱費で昨年度とほぼ同額です。

次に、108ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、22節 償還金利子及び割引料は、町税等還付金として例年同様200万円の計上です。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入もよろしいでしょうか。

相澤委員長 よろしくお願います。

幅崎課長。

幅崎税務課長 予算書、17ページをお開きください。

1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年課税分については、令和3年11月末現在の実績等により積算しており、1億3,100万円ほどを計上し、収納率は前年同様の98%を見込んでおります。

2節 滞納繰越分は、滞納繰越額の16%、183万円ほどを見込んでおります。

2目 法人、1節 現年課税分については、法人数は昨年と同程度で、概ね前年並みの3,000万円ほどを計上しております。

2節 滞納繰越分は、6万円を計上しております。

続きまして、18ページをお開きください。

2項・1目 固定資産税、1節 現年課税分は、2億7,300万円ほどで、前年度より1,700万円ほど増額となっておりますが、大きな要因は国から交付される大規模償却資産分のうち、新幹線設備等に対する税率の軽減適用期間が終了することによるものです。

2節 滞納繰越分は、159万円となっております。

2目 国有資産等所在市町村交付金、1節 現年課税分は680万円弱で、前年度から78万円ほど減額となっております。

次に、3項 軽自動車税 1目 環境性能割は、昨年と同程度の50万円ほどを見込んでおります。

続いて、19ページをお開きください。

2目 種別割は、実績と例年の取得・廃車状況を基に積算し、1,080万円ほどを計上しております。

2節 滞納繰越分につきましては、3万8,000円です。

次に、4項・1目 町たばこ税、1節 現年課税分と2節の滞納繰越分あわせて、4,100万円

ほどを計上しております。

たばこ税は、年々消費本数自体は減少しておりますが、令和3年10月から値上げされたこともあり、概ね予算としては前年度と同額となっております。

続きまして、20ページをお開きください。

5項・1目 入湯税、1節 現年課税分と2節の滞納繰越分あわせて、97万円ほどを計上しております。

次に、32ページをお開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税费委託金は、道民税の徴収取扱費で、538万円ほどを計上しており前年度とほぼ同額です。

次に、39ページをお開きください。

20款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金で21万円、2目 過料、1節 過料等につきましては1万円で、それぞれ前年並みとなっております。

以上で、歳入の説明を終了します。

よろしくご審議をお願いします。

相澤委員長 税務課の説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

平野委員。

平野委員 平野です。

予算書54ページの委託料の中で、家屋評価システム導入業務委託料については、これも改修なのか新規導入なのか、中身についてちょっと詳しくお知らせいただきたいと思えます。

相澤委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 平野委員からお尋ねの家屋評価の導入のシステムの改修分ですが、こちらいま国のほうで電子化の推進が進められております。去年、固定資産税の土地の台帳のほうを電子化させていただきました。次に、ことしは家屋評価のシステムということで、町内に新たに建築された家屋の評価をしたあとに、図面だとか各評点数別のデータを残すんですが、役場にいま残っている資料というのは全て紙媒体で、現在昭和初期のものから全て釜谷の倉庫含めて、相当な蓄積量となっております。今後、紙データの喪失の恐れだとかそういったことを防ぐために、まず電子化が第一なんですけど、さらに保存量の問題だけではなく、家屋評価の適正さをより高めるために、国が進める全国で400自治体ほど導入のある正確で時間も短縮されるそういったシステムを今回導入させていただきたいということで、資料についてはちょっと複雑な資料になっておりまして、コンピュータ関係の用語が並んでいるばかりの資料になっているので、今回省かせていただいております。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 様々なデータをデータ化するってもういまの時代、本当にどんどんどんどん進んでいって、それが仕事の効率化にもつながるなどは思います。いまの説明ですと、これから新たに建築されるものがこのシステムの中に入るってことで、これまでのやつを入れ直して古いのもデータ化にしていくってということではないんですよね。

相澤委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 いま平野委員がおっしゃったとおり、これまでの過去のデータについては、

あくまで紙媒体で保存、今後の建築あるいは改築等のデータについては、データで積算していくというものになっております。

相澤委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、税務課所管の審査はこれで終了したいと思います。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時47分

(2)建設水道課(一般会計・簡易水道事業会計・下水道事業特別会計)

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、建設水道課の皆さん、ご苦労様です。おはようございます。

建設水道課の所管の部分に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

構口課長。

構口建設水道課長 改めまして、おはようございます。連日の審査、ご苦労様です。

本日、建設水道課におきましては、建設水道グループとしまして、順番として一番最初に施設・財産、その次に土木関係、その次に建築、これが一般会計の所管となっております。あと上水にて、簡易水道事業会計、下水、下水道の事業特別会計を所管しております。

なお、下水のほうでは一般会計のほうで浄化槽関連の予算も担当しておりますので、この順番で説明していきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

予算書、48ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費、表のほうにつきましては下の表のほうになります。本年度予算 2億7,113万6,000円、前年度対比 1億8,020万6,000円の増となっております。

1節 報酬、4節 共済費、8節 旅費につきましては、例年並みとなっております。

10節 需用費になります。

予算額 3,456万2,000円、前年度対比 489万2,000円の増となっておりますが、これにつきましては庁舎の重油の高騰、それと観光交流センターの壁の修繕費をこの需用費で予算計上したのによって増としております。

49ページに移りまして、11節 役務費については、概ね例年どおりです。

その下、12節 委託料 2,903万9,000円、前年度比 177万9,000円の増となっておりますが、これにつきましては説明欄の後段にあります、町有施設アスベスト検査委託料において、昨年故畑中 武氏から遺贈されました小学校前の建物、これの取り壊しを令和5年に計画してございまして、ただ石綿障害予防規則等の改正に伴って、アスベスト検査が実施が義務化されたことによって、今回アスベストの検査委託料を計上しております。

また、一番下の産業会館の設備改修工事による工事監理業務委託を新規計上したことに

よるものです。

なお、これにつきましては後ほど工事費のほうで、詳細を説明いたします。

一番下の13節 使用料及び賃借料 138万7,000円、前年度対比 89万円の減額となっているんですが、これにつきましては民有地の土地の借り上げを見直したことにより、減額としております。

50ページに移ります。

14節 工事請負費 1億8,000万円についてです。

これは、産業会館の設備改修工事を実施するもので、内容につきましては、各階に冷暖房設備の設置、トイレの改修、照明のLED化等を計画しております。

詳細につきましてはですが、資料番号2の118ページをお開き願います。

118ページの予算資料のほうなんですけど、それぞれ委託料にて産業会館の改修工事の管理委託、工事請負費といたしまして設備の改修工事、それぞれ冷暖房、給排水、衛生器具、ガス、LED等の工事の実施をいたします。

めぐりまして、119ページから121ページまでは、それぞれ1階・2階・3階の平面図を掲載しております。図面の中にある色が付いている部分、これがエアコンの設置を天井に設置する位置図となっております。それぞれ、1階・2階・3階をご参照ください。

122ページなんですけど、これに関しましてはトイレの改修する計画図となっております。

続きまして、予算書に戻ります。

15節 原材料費、18節 負担金補助及び交付金、24節 積立金、26節 公課費は、前年並みとなっております。

以上が歳出になります。

次に、歳入に入ります。

予算書、23ページにお戻りください。

表のほうは三つ目の表になりまして、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料は前年同様です。

次に、33ページです。

33ページは、一番下の表になります。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入のうち、町有地・建物貸付収入 215万3,000円が財産所管で、前年度対比 95万3,000円の増となっておりますが、これにつきましては上ノ国第2風力発電による送電線を旧JR江差線敷地に敷設したことによる土地の貸付料となっております。

3節 町職員住宅貸付料、前年と同額です。

34ページに進みます。

上の表、2目・1節 利子及び配当金ですが、説明欄四つ目の旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金の利子収入となっております。

その下の表、16款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入は科目出しです。

35ページの一番上の表になります。

3目・1節 物品売払収入も科目出しとなっております。

最後に41ページです。

説明欄の中段のほうになりますが、20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入です。

中段の表で、自動販売機電気料・職員住宅電気料、資源ごみ、下段の雇用保険の繰替金55万8,000円のうち、7万1,000円が施設担当となっております。

一番下の公衆電話手数料 2万円のうち、1,000円も施設担当となっております。

以上、施設担当の説明を終わります。よろしくご審議ください。

相澤委員長 説明を終わりました。質疑をお受けします。

新井田委員。

新井田委員 新井田です。

実は、改修工事の件で産業会館施設改修工事ということで、平面図等々詳しく書いているんだけど、3階の一つは議会室なんだけど、ことしもそうなんだけど、今回の本会議場でも例えば暖房が石油ストーブをもってきて寒いとか暑いとかやってるんだけど、これに関してはなんか記載がないみたいなんだけど、これがまず1点とそれと3階のトイレんだけど、いま我々が使用させていただいているんだけど、この辺は載っているんだけど、これ水洗になるんですよトイレは、ウォッシュレット。いまの我々、小のほうの便器が三つあって、ずっと一つが使えないという状況になっているのは、これの部分の記載っていうのは別がないんだけど、これはどういうことなのかその辺確認したいです。二つ。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 新井田委員のご質問にお答えします。

まず、議場に関する暖房に関してのご質問だと思います。資料のほうには特段付けていないんですが、床暖のほうもこの議場に入っております、現状、ちょっとそれが使えない状況にはなっております。その改修も含めてやるということになります。

なお、資料のほうなんですが、細かい図面になるとかなりの図面枚数ということになりますので、今回掲示はさせておりませんが、あとトイレのほうに関してです。

小便器の詰まりは以前から私どもは把握していることでありますので、これについてもこの改修にあわせて解消をすることで、いま計画しております。以上です。

相澤委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

すみません、関連ということでお尋ねします。

LED照明設備という改修も入っているようなんですけど、これはどの程度やるかいまわかりますか。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 LEDの改修につきましては、基本全てやるということで計画しております。

相澤委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 自分もトイレなんですけれども、これは例えばいま和式が洋式になって、ウォッシュレット等の設備も付くだろうというふうに思っているんですけど、その辺の確認と昨年、蛇口の自動開栓になって、ただやはりそれと伴って、ペーパータオルっていう

のか自動の温風の乾燥機がコロナの関係で使えないということから、あちこちの施設に行っても必ずペーパータオルをいま常設しているという状況なんですけれども、今後はそれもそういうふうになるのかどうなのかっていうこと。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 竹田委員のご質問です。

まずトイレにつきましては、和式のものに対しては洋式になります。それと、温風のご質問だと思いますが、これは単なる温風のものではなくて、青っぽいランプが付いているのはご存じだと思うんですが、そういったことで滅菌作用がある温風のものとなっております。スーパーとかにある単なる風だけを送る施設ではないので、現状としましては、そのまままだ使えるものでありますので、それを使っていくと。なお、故障等になってきた場合は、ペーパータオルの設置も今後、適宜必要であれば設置するようなことも考えていきたいと思っております。以上です。

相澤委員長 ほかに。

平野委員。

平野委員 平野です。

私も産業会館なんですけれども、これは49ページの工事監理の業務委託と次ページの改修工事あわせて1億8,000万、結構大規模改修になりまして、見ると繰越明許費が全額になっていて、ちょっとこのからくりをきのう総務課に行って聞きましたら、一応翌年にもまたぐので全額繰越明許にしているという説明をいただきました。

実際、この工事の内容は書かれているんですけども、工事期間です。今年度どの程度進捗予定で、次年度にまたがる部分はどの程度になるのかの詳細をいま現在の計画で教えていただきたいのと、このような工事になると当然役場を使用される町民のかたに不便をかけるという事柄も発生すると思うんですけども、特に以前このような大きい工事でなくて、もう相当数の数の工事事業者のかたが来られることも想像できると思うんですけども、駐車場に工事関係者が止めて一般のかたが止められなかったっていう事例も以前あったことがあるんです。その辺の工事関係者に町民のかたに工事は当然進めるんですけども、迷惑かけないような執り進めっていうのも徹底していただきたいなと思っております。

それと49ページ、町有施設のアスベスト検査の委託料で昨年から80万ほど予算が上がっております。去年は33万の予算に対して3施設っていう説明だったと思うんですけども、ことし113万に上がっていて、説明いただいたのは畑中さんのところだということなんですけれども、その1件でこの金額なのか、また説明にはなかったですけども、ほかの件数もあるのかどうなのかが2点目。

それとその下の賃借料で土地の借り上げているところを見直したということですけども、結構大幅な金額が減になっていまして、これかなりの期間もともと91万円計上だったのが、だいぶ下がったんですけども、どのような見直しだったのか内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、産業会館の改修に関わるご質問についてです。

まず工事をやることによって、工事業者の利用の駐車場が手狭になるかというご質問ですが、まずこれに関しましては、そのようなことがないように工事監理者とまず協議のほ

うを進めていきたいと思えます。なお今回、工事のほうは2か年にまたがっております、その理由といたしましては、やはりこの産業会館が役場としての機能ももっている中で、平日での作業にはちょっとある程度制限がかかるかなと思っております。そういった中で、基本は土日などの庁舎が動いていない部分にやるという方向性ですが、やはり工事を進めていく中では、平日に行わなければいけない部分もありますので、そこら辺は業者さんと協議を進めながら、駐車場の手狭にならないこともなっております。

あと、1年目と2年目の工事内容につきましてですが、今回繰越明許費で計上させていただいているんですが、基本的にはいまの段階では、ここまでは1年目やるという部分とか、2年目までに全部工事を完了するっていう中で設定をしております、金額が1億8,000万円という予算を計上しておりますが、例えばこれが1年目が1億の工事の実施ができるかどうかという部分をいまの作業時間の内容によってちょっと流動する可能性がありますので、まずは当初から全額を繰越明許費として設定させていただいたものでございます。

次に、アスベストの件でございます。

これにつきましては昨年は33万だったのが、ことしは113万ということで上がっている。いま想定しているのは、2軒の家屋の解体を令和5年度に予定しております、令和5年度に解体のほうです。ただこの解体をやる前に、先ほどご説明申し上げたとおり、アスベストの調査をした上で、あるかないかを判断した。仮にあったとすれば、また工事費っていうのが上がってきますので、そういった部分で令和4年度にいまある3軒のうち2軒の解体をいま計画しているところでございます。

次に、使用料の関連でございます。

これにつきましては、機械センターの向かいにあるいま職員駐車場兼雪捨て場等で借り上げている土地でございます。これにつきましては、以前よりその業者さんのほうと賃貸契約を結ばせていただいていたんですが、このたび予算の策定する上で、この土地の使用を取りやめましょうというのが庁舎内のほうで決まりました。そのことによって今回、賃借料が大幅に減額となっております。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 アスベストの検査が113万で2軒ってことですか、もう少し内訳が。解体する説明はいま一生懸命されていましたが、検査の委託検査件数をもう一度お願いします。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 説明不足で申し訳ございません。

アスベストの件なんですが、まず2軒につきましては、新規で増になっております。

それが約80万円くらいで、残りが例年以前から行っております、旧老健施設とこの役場のほうの関係の施設のアスベストの調査料となっております。以上です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時13分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

平野委員。

平野委員 先ほどの土地の借上料ことしから借りなくなったということで、課長の説明でもこれまで職員の駐車でしたり雪捨て場で結構な広さあるので、利便性は良かったのかなと。しかしながら、金額見ると結構高い金額で借りていたので、経費削減も含めて改善したということですが、この前たまたま議会の休憩中に外に出たら、小学校側のほうを見て業者さんと話されていたのがおそらくその代替地として駐車場を作ろうとしているのか、そういう検討をされていたのかなと想像するんですけれども、いままで止めていた場所からはじかれたわけじゃないですけれども、いまの借りないままで職員の駐車も含めて足りるのか。足りないので新たな駐車場を含む工事と言いますか、そういうのは今後発生する可能性があるのかどうか、現状の考えをお聞かせいただきたいと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 機械センターの前の空き地を借りている部分なんだけれども、ここを職員の駐車場にもなっているけれども、雪対策。地域の除雪をあそこに堆積するっていまも結構な量なんだけれども、大変あそこは有効に使われているなっていう。地域に住む人間からすれば、良い場所だなと思っているんですよ。ただ今後、町が借りないってことであれば今度、北海アウルさんで例えば単管だとかでバリケードを張ったら、雪なんかもう押せなくなるんだよね。そういうことも含めて、本当に再考できないのかなっていう思いがある。

だから、その堆積場所がなくても今後はここに堆積するよっていうことであれば、「ああ」って思うんだけど、地域からすればあそこなくなれば、非常に冬の対策とすれば不安要素がいっぱい出てくる。その辺再考できないのかどうかを含めて。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、機械センター向かいの駐車場の土地の借り上げによって、現状、職員駐車場として使用している部分の扱いについてどうなのかと。先ほど平野委員おっしゃったとおり、小学校前のいまの前に畑中 武さんから遺贈していただいた土地をまず有効に利用するという考えでございます。これにつきましては、いま工事というものではなくて、あくまでまずブロック塀を取り壊した中で、あと簡易に砂利を敷いて、職員駐車場として利用することでいま考えております。

次に、竹田委員の雪を堆積している場所について今後どうなんだと。地域としても良い雪堆積場にはなっているということですが、まずここは先ほど申したとおり、職員の駐車場としての利用になっている中で、そのスペースを確保するために雪の山ができていくというふうになっております。この雪は今度かかなくてもいいことになりますので、地域の道路の雪に関しては、機械センター横佐女川の河口沿いのところにまず空き地が警察官舎の裏のほうになるんですが、そちらのほうに押すようなことでいま考えております。

なお、柵を設けるか設けないかっていうことは、1月に当会社のほうに出向いた時に、柵をするかしないかということも言葉としては出ておりました。当然、それは所有者の権限の中でできる範囲でございますので、柵をされた場合は致し方ないかと思っております。

なお、再考するかしないかに関しましては、これやはり庁内で吟味した結果で使用しないという形をとらせていただきました。そういった中では、そういった考え方で再考する

考えはないという答えになります。以上です。

相澤委員長 ほかございますか。

安齋委員。

安齋委員 先ほどの産業会館の改修工事の件で、LED照明全室やるということでご回答いただいたところなのですが、議場の水銀灯ですか、あれもなにかに変える予定でしょうか。お願いします。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 今回、LEDの改修につきましては、皆さんご存じだと思うんですが、ナトリウム灯の生産停止等が含まれていますので、そういった意味で基本的には全館LEDに改修ということでございます。以上です。

相澤委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 それでは、総務管理費の部分に関してはこれにて終了します。

次に移ってください。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、土木所管のほうについて、ご説明させていただきます。

予算書のほう86ページになります。

あわせて、資料番号2の予算説明資料123ページから124ページまでもご参照していただきたいと思います。

なお、資料番号3ということで、国・北海道の事業についても最後に若干説明させていただきます。

それでは、予算書86ページです。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費です。

本年度予算 1,023万7,000円、前年度対比 51万8,000円の減額となって、7節から報償費、18節 負担金補助及び交付金までは、前年並みとなっております。

87ページ、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費です。

本年度予算 1億2,848万1,000円の計上で、前年度対比 4,595万3,000円の減額です。

事業費が減額になったことの要因は、橋梁長寿命化による事業が減となったことで、委託料と工事請負費がそれぞれ減となっております。

そのほかは、前年度並みとなっております。

12節 委託料についてですが、新規で木古内駅のカメラ点検ということで13万2,000円、橋梁長寿命化計画策定業務委託料として650万円を計上しております。

また、橋梁点検につきましては、昨年を引き続きまして今年度は、いさりび鉄道をまたぐ3橋です。南北歩道橋、佐女川跨線人道橋、佐女川車道跨線橋の点検を行います。

14節 工事請負費です。

新規で、大平1線舗装工事、上町1条線他舗装工事、南本町西通り線排水路新設工事を実施いたします。

詳細につきましてはですが、資料のほうの123ページをお開きください。

予算資料の説明資料になりますが、委託料といたしまして、橋梁の長寿命化事業3橋、先ほど申し上げた点検です。

橋梁長寿命化策定業務、町内にある68橋に対する橋梁の長寿命化の計画を今後どうしていくかというものを策定するものです。

工事請負費につきましては、大平1線舗装工事と上町1条線他舗装工事、南本町西通り排水路新設工事ということです。

124ページのほうに、町内市街地の図面としておりますので、だいたいの位置で把握していただきたいんですが、このように赤で囲っている部分に関しましては、橋梁点検等の委託料です。青で囲っている部分、工事請負費それぞれ大平1線の舗装工事、上町での舗装工事、南本町での舗装工事ということで載せておりますので、参考としてください。

続きまして、予算書に戻りまして、その下の道路新設改良費です。

本年度予算 91万9,000円、昨年と同額です。

めぐりまして88ページ、3項 河川費、1目 河川総務費、昨年と同額となっております。

89ページ、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費です。

本年度予算 1億1,111万8,000円の計上で、昨年並みとなっておりますが、下水道事業への特別会計の繰出金となっております。

次に、歳入に入ります。

24ページにお戻りください。上の表になります。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、1節 道路使用料、2節 堤塘使用料につきましては、前年度並みとなっております。

25ページの上段、上の表になります。

2項 手数料、1目 手数料、1節 総務手数料、説明欄の下から3行目、都市計画料が土木所管となっております、前年度並みとなっております。

次に、27ページに進みます。下段の表になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、1節 道路橋梁費交付金 1,653万3,000円の計上でございますが、これは橋梁長寿命化事業によるものと雪寒指定路線の道路事業の交付金となっております。

33ページです。中段の表になります。

15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金、2節 都市計画事務費は、道から事務委託されているものでございます。

最後に、資料番号3のほうの国・北海道における事業になります。

今年度につきましては、1ページにまず北海道の行う事業の位置図を明記しております。

2ページに、産業経済課所管の北海道の事業の位置図となっております。

3ページにつきましては、北海道の事業主体にかかる工事関係でございますが、あくまでまだ令和4年度ベースの予算要求ベースでの工事ということで、それぞれ吉堀地区、大川地区等で記載している工事をやりまして、建-⑤と⑥これにつきましては、まず⑤のほうは街路事業ということで、中央通の事業をこたしも引き続き行っていくということです。

建-⑥につきましては、木古内川の河川改修を今年度も継続していくということで明記しております。

その下のほうに関しては、産業経済課のほうになりますので、省略させていただきます。

なお、令和4年度につきましては、国の事業につきましては、高規格道路の開通に伴いまして、大きな工事はないということでございます。

以上、土木の説明を終わります。

相澤委員長 質疑を受けます。

東出委員。

東出委員 まず課長、教えていただきたいと思います。

87ページの工事請負費、ここで私実際現地見ていないのでわからなかったんですけども、大平1線これは一昨年、森林環境譲与税を使って事業費をそっちのほうで振り向けてもらって、一般財源じゃなくてそっちのほうを利用したという経過でしたよね。今回、これ2年目ですよね、この1線に関しては。そうすると、やはりこれも山の材を搬出するとかいう意味からいけば、これもやはり今年度も森林環境税を充当できるのかどうなのか、その辺まず1点。

それから、除雪関係の雪寒指定道路の歳入で420万これ入っているんですけども、2年に一遍見直しもかけると補正予算の時に私もあれしたんですけども、まずそうしますと単純に、ことし約1億7,000某が除雪でもうお金がなくなっちゃうと。そして、特交で2,700万入ってきました。あわせて、約3,000万というふうにつまえていった時点で、ここは指定をもう1回見直しをかけてなんとか延長を増やしていくっていうんだけど、その部分では今年度はどういう計画を踏んでこの420万というのが算出されたのかお伺いしたいと思います。

それから委員長、ちょっと休憩の中でいいですか。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

構口課長。

構口建設水道課長 まず、大平1線にかかる舗装工事にかかることとございます。森林環境譲与税を充当できるかどうかということとございます。

これにつきましては、財政のほうと協議した中で、金額のほうはちょっと私把握していないんですが、森林環境譲与税を充当するというところで、協議しております。

次に、雪寒に関するご質問でございます。

今回、420万というものに対しては、これは昨年もこの席で説明させていただいたんですが、木古内町のほうで雪寒路線という指定した路線がございます。その路線につきまして、要は除雪の補助を申請しているというものでございまして、その中で420万の交付金額を申請しているというものでございます。ただこれにつきましては、やはり雪の降り方とあと北海道の財源等の振り分け、あと国からの交付税等の充当も含めた中で、420万が必ずしも全額交付されるものではないものとなっております。

なお、雪寒指定の路線の変更につきましてなんですけど、これにつきましてはいま令和5年度あたりに雪寒路線の変更に伴う調査というものがある予定でございまして。

その中で、いま雪寒路線の指定を見直しまして、いまよりさらに雪寒路線としての指定路線を増やす方向性で考えております。それが、路線として認められた上で、さらにまた

延長等で交付額のもが増えていますので、また同じように交付申請して幾ばくかでも除雪に対する経費に充当できればというのが一つの考え方でございます。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかございますか。

竹田委員。

竹田委員 課長、87ページの橋梁点検。この中で、人道橋もってという説明確かしたと思うんですけども、これやはり橋梁点検する必要があるのかなっていう素人的な立場からすれば。やはり腐食っていうか床、天井含めてかなりの腐食しているんですよ。もうそろそろ限界かなっていうそういう目で見ているものですから、わざわざ点検にお金をかけてどうこうっていうより将来的に撤去の計画を順次、例えば単年でできないとすれば何年かでこういう整理をするっていう方向性のほうが毎年点検しなきゃならないでしょう。点検だけで済まない。だから、点検したらきちんとやはり、あとフォロー。床の腐っているところをどう補強するだとか、雨漏りをどうするだとか、やはり電気照明もかなり傷んでいるんですよ。その実態を見てやはり点検するからには、何年かは使えるっていうような整備っていうかそういうのをしっかりやってほしいなと思っています。

それから、賃借の中で除雪運行管理システム、昨年160万の計上の中で、ことしこのGPSの活用がどうだったって聞いたら、大変効果が上がっているというようなことで、良いことだなんていうふうに思っています。ただ、去年は6台、そして将来的には30台にしたいって言うのに、金額が68万で全車30台、全部装置が整備になるのかどうなのか。

効果が上がっているってことであれば、やはり30台分稼働している台数に全部付けるとそういう考えでなければだめだろうっていうふうに思っています。

それから、委託料で町道の管理委託、予算については例年同様の特に7,000万の積算の根拠っていうのは求めてこなかったんですよ。ただ、令和3年の予算的には約1億8,000万、特交を差っ引いても1億5,000万の持ち出しの費用をいかにやはり圧縮するかっていうことの知恵もしなきゃならないのかなって思っています。ですから町長、雪対策としての庁舎ではせっかく移住定住の構想したプロジェクト、たぶん主査を対象にしたチームがあるわけだから、そういうものを使っていかに住民サービスの低下にならない節減対策っていうか、そういうものについていろんな議論するっていうか知恵を絞る場をやはり町長、作るべきでないかって思っています。その辺も町長の考えと、それともう一つ、今回5,000万補正した。その後、雪が降っても今週のはじめ、7・8日の部分で部分的に除雪入っているところがある。正直に言って私達の地域のところは入っていない。いまあの辺、ぐちゃぐちゃ。朝になればしばれて大変だって言う部分もある。やはり除雪に対するチェックっていうか、GPSで運行管理は監視できるようになったんだけど、やはりそれを出動させる機能っていうかパトロール。いま降っていないけれども、道路状況がどうだろうっていう、ここはちょっとやばいから例えばここだけ入ってって言うのは私は必要だと思

うんです。その辺について、現課の考えと町長の考えを求めたいと思います。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、一つ目の人道橋の点検の必要があるのかどうかというご質問でございます。

まず橋梁の点検につきましては、平成28年度に1回目の点検を行っております。法的なことで5年ごとに1回ずつやるということが決まっております、このたびこの人道橋につきまして2回目の点検を行うということでございます。なお、1回目の点検の時に竹田委員ご心配のとおり、非常に損傷が激しいという位置付けでの橋梁という点検で、私どもでは3ランクの早急になんらかの手立てをしないといけないという橋の定義となっております。

その中で、新年度に橋梁点検をした上で仮にランク4、ランク4というのはもう通行止めなりのなんらかの通行制限をしないといけないというランク付けになりますので、点検でそういった判断が出た場合、仮に通行止めするとか、その後関係者団体と協議させていただきながら、先ほど言葉のほうにありましたけれども、廃橋ということもいま計画の中では考えております。

次に、除雪に対する運行システムの件で、今年度68万1,000円の計上をさせていただいております。昨年は、156万程度を計上させていただいていたんですが、去年は初期投資の段階でこの金額がかかっております。今年度2年目ということで、この運行システムの台数は現状の7台のままで計上、維持するためのシステムの費用ということで計上しております。

今後、ほかの除雪車に付いていないものも付けていかないといけないかというお話ですが、これにつきましては雪寒路線の変更がなされた時に、要は雪寒路線の除雪した時にその費用を交付金としてあてがいぶちできるという考え方がございますので、雪寒路線の変更した中で、また台数を増やしていくということになりますとこの68万が幾ばくかまたちょっと増えていく形になります。今年度につきましては、前年の初期投資が終わった中で、今年度は単なる維持経費にかかる部分の金額でございます。

次に、町道の委託料に関する圧縮の必要性ということでございます。

竹田委員おっしゃるとおり、これに関しては高齢化の町でどこまで住民サービスをしていくかということは、非常に大きな問題だと思います。反面、燃料費の高騰、あと重機にかかる損料も上がっております。あと、労務単価も上がっております。なにからなにまで上がっているといういま現状でございますので、まず現課としていま考えているのは、昨年も説明させていただきましたが、高規格道路が開通することによって、広域農道の前までは迂回路という観点で除雪をしておりましたが、新年度は地域の声も聞きながら、ある程度除雪を取りやめたいという考えがございます。これに関しましては、地域と話をさせていただきながらどこまで除雪延長を削減できるかまだわかりませんが、そういった部分で考えております。

あともう一つ、農地地区です。大谷地のほうに関しましても、田んぼの中である町道がございまして、そちらのほうも農業者さんの声も聞きながら、除雪をしなくてもいいという了解も取れれば削減していきたいと思います。

最後に今年度2回目の5,000万の補正をさせていただいて、約1億8,000万の除雪費用となりました。これに関しましては、やはり竹田委員おっしゃるとおり、決して住民サービスの

低下にはなってはいけないと思います。ただやはり、これはあくまでも現課として私個人としての意見ということになるかもしれないんですが、やはりこういった天気でも日陰の部分でちょっと氷になっていて、車が通りづらいという声はいただいております。ただ、これから溶けるものに関してどこまで住民サービスをしていくかということは非常に大きな問題ですが、やれば住民サービスとなりますが反面、除雪費がそれだけかかるという反面もありますから、これに関しましてはやはりある程度地域の理解もいただいた中で、持ちつ持たれつで行政と住民が歩み寄って対応していく事柄だと思っています。以上です。

相澤委員長 町長。

鈴木町長 竹田委員のお尋ねでございますが、まず除雪関係でございますが、木古内町未来へつなげる地域力向上プロジェクトチームを立ち上げたことなので、こちらも活用してはどうだとそのようなご意見をいただきました。

このチームは、ご存じのように職員で構成されていますが、特に若いかただったり女性が約8割なんです。ですので、そういった意味では女性の目線ですとか様々な目線が必要だと思しますので、このチームに限らず様々な職員、そして様々な町民のかたの声をしっかりと受け止めながら、除雪体制を進めていきたいなと思っております。

また、令和3年度からICT化、システムの説明もさせていただきましたが、また入札制度が導入され、より円滑な効率的な運営体制になったと町では思っておりますが、引き続き町民の細やかな除雪体制を構築しながら、町民の声に応えられるようにしっかりと努めてまいりたいなと思っておりますし、除雪というのは雪が多い地域は毎年当たり前のように雪との生活を過ごしているわけですが、ここまでの雪が降りますと豪雪地帯。道南で言いますと木古内ですとか八雲が豪雪地帯なんです、そういったほかの町ともいま連携して、あと国・道のほうとも非公式の意見交換ベースなんです、ある意味災害として新しい交付金なり、新しい補助金の創設というものを地域の声として非公式のベースには届けさせてもらっていますので、住民サービスをしっかりとしながらも道・国ともしっかりと連携をして、新たな交付金を実現できるように私は私の仕事として一生懸命努めていきたいとそうふうに思っています。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 GPSのシステムの関係、これ7台ってということで、だけれども去年は将来的に30台に増やしたいって言っていたんだよね。だから、私は全重機に装備なるっていうふうにそういう理解していたものですから、ただいろいろ考えれば本町の除雪については、重機が2台・3台たいがいかたまってるっていうか一緒になってやはり運行していますから、どれか1台に付いていけばだいたい同じようなコースだってわかるんだけど、やはり距離の離れたところに行った場合、このGPSの活用っていうのは生きてくるのかなっていうふうに思っています。私はやはり課長、せっかく例えば22日専決で5,000万補正したわけだ。いままで除雪費が少なくなって大変だからって例えば業者に発注っていうのか、除雪の仕入れしなかったのかなっていうふうにそういう思いもあるんですよね。ですから、先ほど言ったように今週の7・8日降った時点で、出ているところもあるんだ。出ていないところもある。そういうやはり住民サービスの不公平があってはだめだと思っている。

ですから、私は町長に求めたのは、これは建設水道課だけじゃなくて雪の問題はオール木古内町でやはり取り組まなければならないだろうと。いろんなところからいろんな情報

がくるわけだから、だからGPSの活用っていうのは、なんか最終的にわからなくなってきた。有効だって言いながら、端的に言ったら専決した次の日、23日の祭日。佐女川地区、神社からパークゴルフのあそこ課長、町の指示なのかどうかわからないけれども、道路幅だししているんだよね。幅だししてロータリーで飛ばしている、それも午後から。どうもいただけないんだよね。だから補正がとおった、業者に発注の号令かけたから、23日に幅。

神社から向こう、通学路でもないし、幅だししてロータリーで飛ばさなきゃならないのかなっていうふうに思うんだよね。だから、私はそういうことをGPSの活用っていうのはどこにあるんだっていう疑問になってくる。だからその辺も含めて、それやはり建設水道課でそこを指示したのかどうかっていう確認。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、GPSのほうの説明から再度させていただきます。

まずGPSを取り付ける目的としましては、雪寒路線を除雪する分しか交付申請できないっていうことでございます。そういった中で、こういったICTというかGPSを用いた中で、雪寒路線を除雪した部分だけを把握するための機能ということで、ご理解ください。なお、この中に国道なり道道を走った場合は、時間としては入るんですが、雪寒路線ではないので、その部分の時間の交付申請はできないというものになります。

それと、メリットとしましては、いまこの重機がどこにいる。例えばなんらかの電話が住民から入った、この重機がすぐ近くにいるからすぐ対応できる、そういったメリットもございますので、そういった中で今後雪寒路線を増やせば先ほど30台とお話がありましたが、可能であれば全ての重機に登載して、そういったきめ細やかな除雪体制に結びつけられるようなことで対応していきたいというのが一つの考え方でございます。

次に、22日の時に専決で補正していただいた件なんですけど、昼から排雪したということでございますが、ご理解願いたいのが、雪が降っていないから除雪をしないということではございません。道路の幅を空けなければ、道路にある雪を押す場所がなくなるっていうことをご理解いただきたいと思います。その中で、雪が降らなくても除雪の稼働をしている場面もございます。ただ、これに関しましてはやはり、町民の目からすれば無駄な除雪じゃないかと思われるかたがいるのも現実です。ただ、そういった意味で私ども現場を預かる課としましては、やはり道路の幅を確保するイコール、雪の排雪場所を確保するっていう面で、そういった観点で動いておりますので、そういった面もあるということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

相澤委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 いまのことしの豪雪については、各議員もいろいろ除雪に関しては思うところあると思いますけれども、これだけ降った中、担当者も大変でしたでしょうし、業者もかなり大変だったと思います。そんな中、私は例年と比べても苦情が増えていないというふうに私は思います。ですので、これだけ降ってもこれだけの苦情で抑えられるのであれば、今後安心したなと思う気持ちが個人的には私にはあります。それは感想ですけども、それと管理システムについては、去年の説明で6台まず設置したのち、雪寒道路が増えることによって12・13台にはなる可能性が今後あるっていう説明だったと思うんです。30台、全車に付けるっていうのは、それは全部付けたほうが管理するのに便利良いだろうけれども、

雪寒道路にそれだけ増える可能性もないし、ただ町が全部予算を投入しなきゃなくなることがはたしていいのかって言ったら、これは予算とのバランスありますから、構口課長もいま30台付けられたほうがいいんですって前向きなことを言っちゃうと、また来年全部付けるって言うていたでしょうっていう話になりますので、その辺しっかり考え方と予算との調和とったほうがいいと思います。今後、機会があれば管理システムについての考え方もまとめて我々に報告をいただければなと思います。

それ以外で、需用費で同じく87ページです。

町道及び排水路の維持補修費についてですけれども、これ私も春になると特にですけれども、町道の補修をしなきゃならない箇所、山ほどあるなど。私が気づくところもそうですし、町民から言われる箇所も相当数ありますよね。そんな中で例年、ここ3か年だけを比べると900万・1,100万、1,500万とことしに関しては去年よりも上がっていると思うんですけれども、その上がっている要因と言いますか大きななにか補修する箇所があるものなのか、それともあらゆる場所がもう補修しなきゃならないのがあって、箇所数が相当数多くなっているのかっていうこの上がった金額の内訳について、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点、橋梁の長寿命化の計画の策定業務なんですけれども、私の記憶でつい最近やったような勝手な記憶があるんです、4年前なのか5年前なのか。これは、以前も全ての橋を長寿命化の計画をした記憶あると思うんですけれども、またやらなきゃならないんですか。これ国の指示でやらなきゃならないっていうことなんですよ。この確認お願いします。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、需用費にかかる町道排水路維持補修費でございます。

今年度1,500万の計上としておりまして、去年は1,100万の計上としておりまして、今年度は400万ほど増額しております。これに関しましては、昨年11月2日の災害の関係がリンクしてくる部分もあるんですが、私どもの把握していない部分の排水路の補修もある程度あるということも含めております。ただ現状、その部分の把握している部分ありますので、そういった部分での事業費を増としております。

あと、排水路に対する融雪に伴う維持補修って言う部分も予算のほうで対応しておりますので、このような金額とさせてもらっております。

次に、橋梁長寿命化事業の策定についてでございます。

これ平野委員おっしゃるとおり、実はこれ10年前に計画策定をしております、要は木古内町の橋梁を今後どうしていくべきかっていうものの計画を策定したものです。

その後、10年が経過したことによって、その後の2回に及ぶ点検結果によって、もしかしたらこの橋梁は大規模な補修をしないとイケないというものも出てくる可能性がございます。そういった中で今年度、橋梁点検が2順目終わりますので、それを66橋ですかいま木古内町の橋あるんですが、それを総括した中で町にある橋梁をどう維持修繕、長寿命化していくかっていうものを再考する計画になります。以上、簡単に申し訳ないですが、そのようなものになっております。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 土木費に関しての審査をこれで終了します。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

建築費について、構口課長。

構口建設水道課長 それでは、建築所管について説明させていただきます。

予算書のほうは、90ページになります。

あわせて、予算資料番号1の125ページをご参照ください。

それでは、予算書90ページ、8款 土木費、5項 住宅費、1目 住宅管理費です。

本年度 5,410万1,000円の計上で、前年度対比 4,115万5,000円の増額です。

増額の主な要因といたしましては、住宅費委託料と工事請負費の増によるものでございます。

8節 旅費、10節 需用費、11節 役務費については、昨年と同様です。

12節 委託料についてでございます。

説明欄の下段にあります、住生活・長寿命化計画策定業務委託料 840万円を新規計上しております。この計画につきましては、計画から10年が経っておりまして、今回新たに更新するものでございます。

14節 工事請負費、新規といたしまして朝日団地1号棟の外壁・屋上防水改修工事 3,600万円を計上しております。

詳細につきましては、資料番号2の125ページに事業内容、126ページに立面図を載せております。主たる工事内容としましては、外壁塗装と屋上の防水工事としております。

続きまして、2目 道営住宅管理費です。

これにつきましては、概ね例年同様となっております。

歳出は以上になります。

歳入、24ページになります。上段の表になります。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、3節 住宅使用料につきましては、入居者の減少による減額となっております。

4節 住宅使用料につきましては、例年と同様です。

駐車場使用料につきましても、入居者の減少により減となっております。

25ページです。

2項 手数料、1目 総務手数料です。

説明欄のうち下から二つ目、車庫証明の手数料、住宅督促手数料が建築所管となっております。

27ページです。一番下の表になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、2節 住宅費交付金 3,033万円については、北海道地域住宅交付金として長寿命化計画策定に交付されるものでございます。

33ページに進みます。中段の表になりまして、15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節 住宅委託金 389万3,000円は、建築確認等に伴う事務の委託金となっております。

最後に、41ページになります。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入でございます。

説明欄中段にあります、公営住宅の電気料が建築所管となっております。

以上、説明を終わります。

相澤委員長 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 質疑がないようなので、次に移りたいと思います。

次は、簡易水道事業会計についてです。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは引き続き、上水道にかかる簡易水道事業会計の説明に入らせていただきたいと思います。

予算書のほうは、21ページからになります。

あわせて資料番号2のほうにつきましては、127ページから130ページとなりますので、ご参照ください。

それでは、予算書21ページになります。

1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費 本年度予算 3,604万6,000円、前年度対比 695万3,000円の減額となっております。

予算の主なものは、浄水場の維持管理等に要する経費となっております。

続いて、22ページです。

2目 配水及び給水費 本年度予算 1,815万6,000円、前年度対比 236万4,000円の増額となっております。

これにつきましては、技術担当職員1名の人件費と漏水調査委託料や配水管等の維持管理経費によるものでございます。

23ページから24ページになります。

3目 総係費 本年度予算 1,019万7,000円、前年度対比 192万3,000円の減額で、これにつきましては担当職員1名分の人件費と簡易水道事業の事務に係る経費となっております。

24ページの2段目の表になります。

4目 減価償却費、節 固定資産減価償却費です。

本年度予算 5,130万1,000円、前年度対比 241万9,000円の増額、減少固定資産償却費より増加固定資産の償却費が増えたことにより、増額となっているものでございます。

その下、5目 資産減耗費 本年度予算 12万8,000円、前年度対比 93万4,000円の減額です。

減額の主な要因といたしましては、老朽管更新工事による構築物水道管ですが、これの古いために除却費が少額になったことによるものでございます。

6目は、科目出しです。

25ページです。

2項 営業外費用、1目 支払利息 本年度予算 943万8,000円、前年度対比 32万4,000円の増額となっております。

次に、長期前払消費税勘定償却 本年度予算 190万円、前年度対比 39万8,000円の減額となっております。

3目・節につきましては、科目出しです。

4目 消費税、これにつきましては本年度予算 400万円としております。

次に、収益的収入に入ります。

19ページに戻ります。

1款 簡易水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益 本年度予算 1億555万7,000円、前年度対比 332万1,000円の減額予算となっておりますが、水道料金・メーター使用料を2,059件と計上しております。

その下の表になります。

その他の営業収益 本年度予算 46万4,000円、前年度対比 3万5,000円の減となっております。

20ページに進みます。

2項 営業外費用、1目 受取利息及び配当金、これにつきましては前年度と同額です。

2目・節 他会計補助金 本年度予算 1,479万2,000円、前年度対比 162万円の増となっておりますが、これにつきましては建設改良に係る企業債元利償還金及び昇給等により、一般会計のほうから人件費2名分に係る繰入金が増額になったことによるものです。

3目 長期前受金戻入 本年度予算 1,810万円、前年度対比 135万4,000円の増で、会計制度の改正によって平成26年度より設けた科目となっております。

4目・節 雑収益、5目 その他営業外収益は、科目出しです。

4ページになります。

まとめといたしまして、新年度予算の収益的収入及び支出 収入合計 1億3,891万6,000円、支出合計 1億3,137万6,000円となります。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

予算書は、28ページになります。

資本的支出につきましては、資料番号2の128ページのほうの下段の表をご参照願います。本年度予算につきましては3億7,161万円、前年度対比 6,655万6,000円の増額となっております。

また、129ページのほうに主要な事業を掲載しておりますので、後ほど説明いたしたいと思っております。

予算書に戻ります。28ページです。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費です。

本年度予算 913万円、前年度対比 245万3,000円の減額となっておりますが、水道メーター等の交換工事による実施分です。

2目 配水管改良費 本年度予算 2,250万円、前年度対比 7,720万円の減額です。

本年度におきましては、工事請負費にて老朽管更新工事、配水支管布設工事を行うものです。

その下、配水管移設費です。

本年度予算 5,500万円、前年度対比 4,800万円の増額です。工事請負費にて、木古内川広域河川改修工事に伴う水道管移設工事を行うものです。

次に、29ページです。

4目 施設改良費 本年度予算 2億3,790万円、前年度対比 9,710万円の増額です。

昨年度に続きまして、工事請負費にて浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入工事、浄水場の機械及び電気設備更新工事を行うものでございます。

また、委託料についてですが、浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入工事の監理委託を行うこととしております。

ただいま説明いたしました、1項 建設改良費ですが、資料のほうの129ページに事業の内容と位置図を付けておりますので、ご説明いたします。

資料のほうで、1目の営業設備費です。メーター購入費 239個、メーター取替工事 353戸の取り付けを行う予定でおります。

2目の配水管改良費です。老朽管更新工事につきましては、本町地区になりまして、旧ツバメスタンド通りの通り240m、それと配水支管付設工事としましては、中野地区にて200mの計画で工事を行う計画としております。

3目 配水管移設費です。これにつきましては、木古内川河川広域改修工事に伴う水道管移設工事でございます、瓜谷1線、通称日暮れ線にて水道管の埋設工事1.4kmを行う計画でおります。

4目 施設改良費です。これにつきましては、昨年からの継続工事で浄水場の紫外線装置導入工事、電気工事、これの監理業務となっております。

133ページのほうには、ちょっと小さくて申し訳ないんですが、大枠の位置図ということで記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

予算書に戻ります。

29ページ中段の表、2項・1目 企業債償還金、節 元金償還金 本年度予算 4,703万円、前年度対比 110万9,000円の増額となっております。

予備費は、昨年と同額です。

次に、資本的収入に入ります。

27ページに戻ります。

資本的収入でございますが、資料のほうの128ページの上段の表のほうに収入合計がありますが、本年度予算 3億1,282万円、前年度対比 6,902万円の増額となっております。

予算書に戻りまして27ページ、1項・1目・節 企業債です。

本年度予算 1億6,960万円、前年度対比 1,360万円の増額は、説明欄に記載してあります四つの各事業を行うことによるものです。

その下、2項・1目 工事負担金 本年度予算 5,000万円、前年度対比 4,300万円の増額で、木古内川広域河川改修工事に伴う水道管移設事業の負担金となっております。

3項・1目・節 国庫補助金 本年度予算 9,322万円、前年度対比 1,242万円の増額は、説明欄に記載しております各補助金となっております。

最後に、5ページをお開きください。

まとめといたしまして、資本的収入及び支出の関係で、収入合計 3億1,282万円、支出合計 3億7,161万円、これに対しまして不足する額 5,879万円となりますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金で補填することとなります。

以上、説明を終わります。

相澤委員長 簡易上水道の部分の説明が終わりました。

質疑等ございますか。

手塚委員。

手塚委員 一つだけ確認したいんですけども、資料ナンバーの2の129ページ、配水管移設費の中で先ほど瓜谷の日暮れ線にこれは新規に敷設だと思うんですけども、いままであった鶴岡から瓜谷橋超えての管を廃止して、そちらのほうから新設するという意味でしょうか。

相澤委員長 木本（邦）主査。

木本（邦）主査 先ほどの日暮れ線への1,400mの水道管の敷設ですけども、経緯をお話しますと北海道が施工する木古内川の河川改修工事、これに伴いまして鶴岡地区と瓜谷地区を結ぶ元瓜谷橋、こちらの橋梁が将来的には架け替えとなる予定になってございます。現在、この元瓜谷橋に水道管が添架されて、瓜谷・大川地区の皆さん給水しているわけですけども、一時的に橋梁の工事に入りますと、添架している水道管が使えなくなるということで、ルートを変えまして1,400mの水道管を新規に敷設すると。

財源の内訳は記載のとおり、これは補償工事にはなりませんけれども、予定している5,500万円の工事費のうち、およそ5,000万円を北海道に負担していただくという内容になります。以上です。

相澤委員長 ほか。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにごございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 なければ、簡易水道については、これで終了いたします。

次、下水道事業会計について、構口課長。

構口建設水道課長 それでは、下水道事業のほうの説明に入りたいと思います。

予算書、13ページになります。

あわせて資料番号2、131ページから132ページを参考としてください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 本年度予算 1,121万8,000円、前年度対比 527万4,000円の減額は、人件費によるものの削減によるものです。

2節 給料から4節 共済費については、職員1名分となっております。

18節 負担金補助及び交付金、26節 公課費は、前年並みです。

14ページ、クリーンセンター費です。

本年度予算 4,362万3,000円、前年度比較 27万7,000円の増額で、前年並みとなっております。

次に15ページ、2款 施設費、1項・1目 施設整備費 本年度予算 1億7,067万9,000円、前年度対比 1,679万4,000円の減額は、今年度の事業費を減額したことによるものです。

8節 旅費、10節 需用費は、前年並みです。

12節 委託料 污水管渠詳細設計業務委託料として2,000万円、下水道管路台帳情報更新が258万5,000円、さらに令和6年度から公営企業法の適用化が義務化されることに伴いまして、準備期間の2年目といたしまして、公営企業法の適用化業務委託料として、517万円を計上しております。

14節 工事請負費です。污水管渠整備費として1億4,188万円、事業予定につきまして、資料番号2、131ページに事業の詳細、132ページに箇所図を記載しております。

委託料におきましては、新道地区の污水管渠の詳細設計、工事請負費につきましては、南本町地区において污水管渠の新設工事を行いまして、中央通においても雨水管渠の新設工事を行います。

予算書に戻ります。

16ページをお開きください。

3款・1項 公債費、1目 元金 本年度予算 9,731万8,000円、前年度対比 422万3,000円の増額で、長期債元金償還金となっております。

2目 利子 本年度予算 1,379万8,000円、前年度対比 49万5,000円の減額で、同じく長期債利子償還金と一時借入金の利子となっております。

17ページです。

4款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金については、前年度と同額です。

続いて、歳入に入ります。

9ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金 本年度予算 490万9,000円、前年度対比 153万7,000円の増額となっております。

それぞれ1節・2節・項に関しましては、前年度と同様となっておりますので、省略させていただきます。

次に、三つ目の表になります。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費補助金、1節 下水道事業費交付金 本年度予算 8,000万円は、前年度より1,100万円の減額となっております。

次に、4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 本年度予算 1億1,099万円、前年度対比 79万3,000円の減額です。

次に、11ページをお開きください。

5款・1項・1節 繰越金、6款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金、2項 雑入までは、前年度と同額となっております。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 本年度予算 1億720万円、前年度対比 840万円の減額となっております。

管渠事業費の減額に伴いまして、下水道事業債の借入額が減額になったことによるもので、また公営企業法適用化の業務委託の財源といたしまして、令和3年度より新たに公営企業会計の適用債を借り入れることとしております。

下水道会計については以上ですが、浄化槽関連もありますので、引き続きよろしいでしょうか。

相澤委員長 お願いします。

構口課長。

構口建設水道課長 浄化槽関連になります。

一般会計の予算書のほうで、72ページになります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費です。

18節 負担金補助及び交付金のうち、合併合併浄化槽の設置補助金として510万円、水洗化の助成金として15万円、融資斡旋利子補給金として2万円を計上しております。

続いて、歳入になります。

27ページです。二つ目の真ん中の表になります。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費補助金、1節 循環型社会形成推進交付金は、合併浄化槽設置補助金に対する国からの交付金となっております。

32ページをお開きください。二つ目の表になります。

15款 道支出金、3項 道委託金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金につきましては、北海道から権限委譲を受けている浄化槽関連に関する委託金となっております。

以上、説明を終わります。

相澤委員長 説明が終わりました。

質疑等ございますか。

竹田委員。

竹田委員 下水道の15ページ、公営企業法の適正業務委託。これ昨年250万、ことしは500万、毎年こういう公営企業の委託をしていくものなのか、今年度で2か年でこの部分の。

ただ、中身もちょっとわからないんだよね。事務的な公営企業のシステムの委託なのか、中身の部分がちょっと見えないものだから、はたしてこのまま永遠と続いていく業務なのかなっていう思いもあるものですから、その辺確認したいと思います。

相澤委員長 岩本主査。

岩本主査 竹田委員の質問です。

公営企業法適用の期限として、まず令和6年度に完全実施という義務化されております。

当町といたしましては、令和3年・4年・5年、この3か年で公営企業法適用に向けて準備すると。去年令和3年の1年目につきましては、基本事項の整理、今回計上させていただきました令和4年の中では、固定資産の台帳、こちらの整備を行うと。令和5年度に予算書・決算書の施行という形で、3か年で考えております。ですので、あくまで永遠と続く委託ではなくて、準備期間のみの委託となっております。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 ということは、準備期間を経て施行年になったらまた再度別な委託をしなきゃならないっていうふうになりますよね。

相澤委員長 岩本主査。

岩本主査 こちらの委託については、あくまで準備期間のみの委託となっております。

その後の委託自体は発生しない、あとは普通の公営企業として上水と同じように動いていくという形です。委託は必要ないです。

相澤委員長 ほかにございますか。

平野委員。

平野委員 冒頭の説明ではなかったんですけども、昨年と比べて人員の配置が変わったんでしょうか。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 人員の配置につきましては、2名だったものを1名となっております。

以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 それは、実際に人員が減ったっていうことでの認識でいいんですか。

相澤委員長 構口課長。

構口建設水道課長 実際に業務の内容としましては、あくまで建設水道グループとして行っておりますので、あくまでも人件費の張り付けとして下水道会計の分を1名としたのみでございます。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 そこなんですよね、言いたいのは。これまでも上水でもよくあったんですけども、職員の配置の所属を変えたことによって、この企業会計っていうのは人件費が多くを占める部分がありますので、収支のバランス・調整とることあると思うんですけども、今回も下水道に関してはそんな大きな収支の変動はないはずなのに、なんであえて配属を1名減らしたっていう町としての方向性なものなのか、どのようにしてこの配置を変えたのか意味をお知らせいただきたい。担当課長ではなく、休憩をお願いします。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

なければ、私から意見よろしいでしょうか。

資料の132ページに雨水管渠新設工事という形でこの項目があるんですが、中央通の雨水の管理をするという形と考えているんですが、それでいいのかどうか。

それと、クリーンセンター建設当時、雨水は入れないということだったと思うんですが、その辺は大丈夫なんだろうか。

岩本主査。

岩本主査 中央通の雨水管渠の新設工事ということなんですけれども、こちら道路自体が道路事業と街路事業という二つに分かれております。道路事業は幅員16mで、植樹帯なしと。街路は幅員18mで、植樹があると。街路事業が都市計画事業である以上、この雨水管の管理というのは、下水道管理者こちらのほうで施工しなければならないという指摘が会計検査員からございました。その中で、普通であれば道路事業であれば、雨水管渠も道路管理者が行うものなんですけれども、この街路については雨水管渠については、下水道管理者である町のほうで施工しなければならないということで、今回計上させていただきました。相澤委員長の雨水管渠、基本的に下水道事業としてはやる予定はなかったんですけれども、事情がこういう事業ということで、今回この3か年かけて中央通の雨水管渠を整備させていただきたいということです。以上です。

相澤委員長 ということは、この雨水に関しては、クリーンセンターまで戻らないということ考えていいんですか。

岩本主査。

岩本主査 雨水管渠の流末は、基本的に佐女川とか公共用水域という形です。

相澤委員長 わかりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、これで建設水道課所管の審査を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

(3)保健福祉課(一般会計・介護保険事業特別会計・介護サービス事業特別会計)

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課の皆さん、ご苦労様です。

それでは、保健推進グループから審査をはじめたいと思います。よろしく申し上げます。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは、私のほうから先に保健推進グループのほうの所管の一般会計の予算について、ご説明いたします。

最初に予算書63ページ、資料番号2 予算説明資料の33ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費 2億2,174万9,000円は、前年比で2,384万8,000円の増です。

前年から変わったところとしましては、8節 旅費 23万2,000円の増は、相談支援従事者研修の現任研修及び初任者研修に参加する旅費を計上したことによる増となっております。

続きまして、19節 扶助費です。

予算説明資料の33ページの下段のほうに記載してありますが、障害児通所給付費が前年

比 42万6,000円の増です。

主な要因につきましては、そちらの資料に記載のとおり、児童発達支援つくしんぼ学級の新規利用者の1名分、それと保育所等訪問支援は、新規利用者2名分を含む6名分を計上したことによるものです。

障害者介護給付・訓練等給付費は1億9,456万3,000円で、前年比 2,318万5,000円の増です。

予算説明資料33ページ上段のとおり、前年度実績をベースに新規利用者2名分を見込んで、予算計上しております。

次に、予算書のほうに戻りまして65ページの下段です。

9目 障害支援区分認定審査会費 95万5,000円は、前年と同様です。

次に66ページ、10目 福祉施設管理費 819万9,000円は、対前年比で71万6,000円の減です。

前年から変わったところとしましては、10節 需用費、燃料費が対前年比で74万2,000円の増、施設等修繕費が前年比で141万3,000円の減となっております。

修繕費では、誘導灯機器交換と真空式給湯暖房設備の部品交換を予定しております。

次に、70ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費 3億5,064万1,000円、対前年比で2,820万1,000円の減です。

こちらは、病院事業会計負担金の減によるものです。

続きまして、その下段です。

予算説明資料の34ページから35ページに、主な委託料の積算根拠と各種がん検診の受診実績等を記載しておりますのであわせてご覧いただければと思います。

2目 予防費 3,727万1,000円、対前年比で1,250万3,000円の増となっております。

主な要因としましては、令和3年度は年度途中で予算補正しておりました新型コロナワクチン接種業務にかかる費用を当初予算で計上したことによるものです。

また、12節 委託料の5段目、乳幼児等健診委託料 57万4,000円、対前年比 12万1,000円の増となっておりますが、それと新たなものとしまして一番下の発達障害アセスメント調査委託料 8万8,000円を計上しております。

いまの二つの説明、いずれも5歳児健診を新たに実施することによるものです。

こちらは、発達障害のリスクを判定するアセスメントツールを導入し、保育園等と連携することで、早期に適切な支援へつなげることを目的として実施するものです。

同じく委託料の6段目、予防接種委託料 859万3,000円、対前年比で178万5,000円の増となっておりますが、この主な要因としましては、これまで国が積極的な勧奨を差し控えておりました子宮頸がん予防接種について、接種勧奨を再開することとなったため、対象者37名分の予防接種の費用を予算計上したことによるものです。

次に、73ページをお開きください。

4目 保健活動費 56万7,000円は、前年と同様です。

以上で、保健推進所管の歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のほうの説明に入ります。

23ページをお開き願います。

中段の12款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金が74万1,000円。

続きまして、26ページをお開きください。

上段の14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち障害者介護給付・訓練等給付費負担金 1億106万円と、障害者自立支援医療費負担金 720万8,000円となっております。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 母子保健衛生費負担金は8万2,000円となっております。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が851万8,000円を計上しております。

次に、27ページの上段です。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 地域生活支援事業補助金として149万3,000円と計上しております。

3目 衛生費補助金、2節 保健衛生費補助金 緊急風しん抗体検査等事業補助金が25万円です。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が278万3,000円となっております。

次に、29ページをお開きください。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者介護給付・訓練等給付費負担金 5,053万円、障害者自立支援医療費負担金 360万4,000円となっております。

次に、そのページ中段の2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 母子保健衛生費負担金 4万1,000円となっております。

続きまして、30ページです。

上段の2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金で、地域生活支援事業補助金が74万6,000円となっております。

その下段です。

3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金のうち健康増進事業補助金 23万7,000円、妊産婦安心出産支援事業費補助金が11万4,000円となっております。

41ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち下から8行目、保健事業等本人負担金が11万2,000円、その次のグループホーム維持管理負担金が481万1,000円、次の障害者サービス等利用計画相談給付費が49万8,000円となっております。

それと、下から2行目の雇用保険繰替金 55万8,000円のうち、3,000円が保健推進グループ所管の部分となっております。

以上で、歳入歳出の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

相澤委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、保健推進グループの審査はこれで終わります。

介護福祉グループの説明をお願いいたします。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それでは引き続きまして、介護福祉グループ所管の一般会計の予算について、ご説明いたします。

歳出のほうから説明いたします。

予算書の60ページの下段から61ページ、あわせて資料番号2. 予算説明資料の36ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 2億5,217万8,000円、対前年比 5,392万4,000円の増となっております。

変わったところとしましては、10節 需用費 演芸会消耗品費、対前年比 7万7,000円の増は、令和4年度町制施行80周年記念として実施するはつらつ演芸会の出席者に対する記念品の購入費となっております。

12節 委託料 訪問・外出支援サービス事業委託料につきましては、対前年比で153万5,000円の減となっております。

こちらは、声かけ訪問員3名のうち1名を半日勤務ということで新たに採用することによりまして、人件費の減によるものです。

次に、委託料の一番下、緊急通報システム更新業務委託料として748万4,000円を計上しております。

その概要につきましては、説明資料37ページに別紙1として記載しておりますので、その資料によりご説明しますので37ページのほうをお開き願います。

この事業の趣旨としましては、ひとり暮らし世帯に対して、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与しておりますが、現在使用している器具が電波法改正によりまして、令和4年10月以降使用できなくなるため、更新するものとなっております。

事業の概要につきましては、目的と対象者については、これまでと変更はございません。

実施方法としましては、現在、利用している緊急通報装置及びペンダントを新しいものに更新をいたします。

現在、消防といさりび団地に設置しているセンター装置については、いさりび分を撤去して消防署にセンター装置を設置して、一括で両方管理をすることとなります。

事業実施期間につきましては、委託業者と4月より更新作業を開始しまして、9月末までには全世帯の器具を更新を終了する予定となっております。

令和4年度予算では、更新委託料としていさりび団地分で30台、消防ということで書いてありますが、こちらがいさりび団地以外のひとり暮らし世帯の分ということですが、そちらが40台で、合計70台分とセンター装置にかかる費用をあわせて、748万4,000円、修繕費として9万9,000円、総額で758万3,000円を予算計上しております。

以上で、緊急通報器具の貸与事業の説明を終わります。

続きまして、予算書の61ページに戻っていただきたいと思います。

こちら13節 使用料及び賃借料で、通信機能付見守り機器借上料として38万9,000円を新たに計上しております。

その概要につきましては、同じく説明資料の38ページに別紙2として記載しておりますの

で、そちらのほうでご説明しますので、資料の38ページをお開き願います。

こちら安全見守りサービス事業ということで、令和4年度の新規事業となっております。

事業の趣旨としましては、ひとり暮らし世帯のかたに急病や災害等による孤独死を予防を図るため、センサー付き見守り機器を貸与するものです。

事業の概要についてですが、対象者につきましては70歳以上のひとり暮らし世帯及び障がい者手帳1・2級の交付を受けているかたとして、そのほか記載のとおりといたします。

実施方法についてですが、センサー付き見守り機器として貸与するものが通信機能付のLED電球となっております。

対象者宅のトイレなど、元々設置してある電球をこの通信機能付LED電球に交換することで、この電球が24時間点灯・消灯がない場合に、契約事業者及び事前に登録した親族等へメールで通知が届くシステムになっております。

メールで通知を受けた親族等は、電話や訪問等により安否を確認します。また、通知を受けた親族等が遠方にいる場合などにつきましては、安否確認ができないということで、その場合につきましては契約事業者に連絡することによりまして、その契約事業者のスタッフが代理で対象者のお宅を訪問して安否を確認し、その結果を親族等に報告するとともに状況に応じて町にも連絡がくることになっております。

通知の設定先につきましては、親族を想定しているため、メール等の通知を受けられる携帯・スマートフォン等の機器を持ち、異常があった場合などの協力が得られる親族がいることを条件の一つとしております。

また、対象者が急な長期間の外出や入院等で留守にすることも想定されますので、親族等に不在の連絡を確実にを行うことができる者を対象者の条件としております。

これは、異常の通知があった場合に契約事業者や町の担当者が対象者の安否確認ができないことが想定されるためであります。

この見守りサービス事業につきましては、電球の設置、撤去や異常時の連絡訪問等は、基本的には契約事業者の対応となっております。

令和4年度予算では、使用料賃借料として38万9,000円を予算計上しております。

なお、初年度では30台を借り上げ貸与する予定ですが、1年止めで効果等を見極めて、2年目以降の実施や貸与する台数等について、改めて検討することとしております。

以上で、安全見守りサービス事業の説明を終わります。

続きまして、予算書の61ページのほうにお戻りください。

18節 負担金補助及び交付金の下から三つ目の高齢者介護サービス会計事業負担金が対前年比で、4,418万円の増となっております。

その主な要因につきましては、特養いさりびが過去に借り入れした介護サービス事業債に対する交付税措置分 4,277万3,000円で、過疎対策事業債に対する交付税措置分が481万5,000円となっております。

27節 繰出金 介護保険事業特別会計繰出金、前年比で627万3,000円の増は、給付費等に対する一般会計の負担増によるものです。

62ページをお開きください。

4目 在宅介護支援費 173万6,000円、前年対比 45万4,000円の増は、在宅介護サービスセンター運営費分で光熱水費、燃料費、修繕費等が前年度より増額となっているもので

す。なお、修繕費につきましては、在宅サービスセンターの外壁の修繕を予定しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のほうに入らせていただきます。

23ページの中段です。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 103万2,000円です。

次に、25ページをお開きください。

中段の13款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料 50万円は、除雪サービス利用者の手数料です。

次に、26ページです。

上段の14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 645万7,000円となっております。

29ページをお開きください。

上段の15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金、こちらも道のほうの負担金として、327万3,000円となっております。

30ページの上段のほうをお願いいたします。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 250万2,000円、老人クラブ運営補助金が25万2,000円、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が154万8,000円、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金が70万5,000円となっております。

次に、38ページをお開き願います。

中段の18款 繰入金、2項 特別会計繰入金、2目・1節 高齢者介護サービス事業会計繰入金 56万円は、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金に係る高齢者介護サービス事業会計への繰入金となっております。

41ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち下から4行目、在宅サービスセンター管理収入 64万円、次の高齢者事業団維持管理負担金 5,000円となっております。

以上で、介護福祉グループ所管の一般会計の予算の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

相澤委員長 説明が終わりました。

なにかございますでしょうか。

廣瀬委員。

廣瀬委員 廣瀬です。

一般会計予算書の61ページの除雪と雪下ろし等助成事業ということなんですけれども、ことしの冬に雪かき、除雪できない高齢者宅の補助ということで、上限3万7,000円でしたか、かなりの補助があると。業者登録も必要ですよという話で進んでいたと思うんですけれども、昨年の予算を見てもことしの予算も金額が除雪サービス事業委託料が180万、高齢者雪下ろし等助成事業が148万2,000円と同じ金額なんですけれども、今回の事業に関しての予算のほうはどういうふうになっているのかということと、あと今回事業者登録というのは、何件くらいの登録があって、例えばそれを利用したかた何件あるのかわかればちよ

っと教えてほしいなと思います。

相澤委員長 後藤主査。

後藤主査 まず最初の質問ですが、屋根の雪下ろし等の令和4年度の予算につきましては、令和3年度と同額の予算を計上させてもらっています。

今年度につきましては、2月から3月にかけてまして、大雪が降ったというところで、当初見込んでいた予算が足りなくなる可能性が出てきておりまして、その部分につきましては、いま別の予算のほうから流用するような形を考えております。

あと次の屋根の雪下ろし等助成事業の事業者のほうにつきましては、今回シーズン契約ということで、シーズン契約の申請をしていただいている事業者様につきましては4事業所で、一応件数としましては、いま現在20件のご利用をいただいている状況でございます。

以上でございます。

相澤委員長 廣瀬委員。

廣瀬委員 ということは、令和4年度は例えば利用したかたは別予算でという考えということではないですか。

相澤委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 今年度も当初予算の中に、屋根の雪下ろし等というところの「等」の中に、シーズン契約の部分も含まれている中での予算計上ということで、前年度3年度で予算を増やしたところなんですけれども、ことしが想定以上の降雪量だったために、ちょっと予算が先ほど説明したとおりに、足りなくなったというところなんですけれども、次年度につきましては、今年度と同じ予算計上なんですけれども、最終的に足りなければ補正させていただく形になろうかと思っておりますけれども、通常の年であれば十分に間に合うかなという形の予算計上としております。以上です。

相澤委員長 廣瀬委員。

廣瀬委員 わかりました。私の勘違いだったかもしれません。

あと1点、最後に今回高齢者のサービスを受ける時に、申請するというかお願いしたかたもいたんですけども、その基準が除雪ができないとかできるとか、受けられないんだよというような声も聞きましたので、その辺の整備を今後お願いしたいなと思っております。

相澤委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 新井田です。

いま、同僚委員から除雪の部分に関してのお話がありました。蛇行しますけれども、一つはこの委託料の除雪サービス事業委託料っていうことで同年同様の180万、そしてもう一つは先ほど言われたように屋根の雪下ろし助成事業っていうことで、148万2,000円っていうことで、いずれも昨年並みの令和3年度並みの予算組みっていうことになっているんですけども、私は個人的には同僚委員から言われたからそうじゃないんですけども、なぜっていうふうに思ったんです。というのは、自然相手ですからいろいろふけさめは当然あるわけですよね。ただ、やはりことしみたいなことが来年も続くんだよっていう可能性もあるわけですよ。そうした中で、聞いているとやはり頼んでいるんですけども来ていただけないとか、そういう声が結構聞いているんですよ。良い部分もあるんですけども。だから、ある種良い制度がやはりある枠組みの中で、人員構成も制限されると。それは、やむを得

ない部分もあるんだろうけれども、もう少しやはりスムーズな事業展開をするためには、予算のあり方だとかあるいは人員の確保だとかいろいろ問題あると思うんだけど、いわゆる令和3年度の大雪の中でいろいろな声は聞かれているのかな。いろいろな要望だとか声は聞いているはずなんですよね。だから、そういう部分が予算にやはりもうちょっと反映されてもいいのかなと思うんですよ。それは、いま言ったように来年は雪降らないよってことならあれなんだけれども、実際にやはり困っているっていう話も聞くわけですよ。良い事業なんだけれども、頼んでも対応しきれないんだ、いつ来るかわからないんだっていうようなこともやはりあるので、その辺は聞き取りも含めた形で、やはりもうちょっとどうなんだろう。対処の仕方は予算組みも含めてあるのかなっていうちょっと個人的な見方もあったんです。ですから、その辺の声が実際にどういうふうな聞き取りをされて、予算でいけばもう反映されていないんだけど、実際にその辺をちょっと確認したいです。

本当にいろんな話があったと思うんだけど、聞いてなければ聞いていないでいいんだけど、その辺の実態をちょっと教えてください。

（「関連」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま雪下ろしの話題になっていますけれども、この部分については保健福祉課の前に建設水道課の審査の中で、除雪についても建設水道課だけの問題でなくて、オール木古内町でやはりこの雪の対策をそういう仕組みを作るべきだっていうことで、一応町長のほうにも進言しました。

それで、私も雪下ろしの関係で保健福祉課長のほうに問い合わせもしましたけれども、いま新井田委員同様、雪下ろしのお願ひしても業者が来てくれないって。業者の例えば少ないのか、例えば建築協会・建設協会含めた部分で、確かスタートした時はかなり業者があったと思うんですよね。私が見ているのは、中村建材さんと東出さんと大森組さんがやっていたのは目にしましたけれども、あと何社あってオーダーしても雪下ろしが回ってこないんだっていう部分なのかどうなのかっていうこと。

それと、雪下ろしについてことしみたいな雪の多い自体で、こういう問題があるんです。

空き家、そしてこの制度は人が住んでいなければ助成の対象にならないっていう仕組みなんですよね。だから、空き家でもいろんな条件があるんです。道路に面した雪がもう雪庇が道路に被っているだとか、その場合どうするだとか、隣の位置とこのままであればガラスがいくだとか、そういう問題等も今後の雪の対策の中で、一コマ入れて一つ検討していただきたいということを申し添えておきます。

相澤委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 今年度確かに件数が多かったということもありまして、業者さんも登録されている業者が少ないという部分もありまして、やはり一度に相当数の依頼がきていまして、それで事業者さんもほかの除雪等の事業も行いながら対応ということで、ずいぶん対応が遅れたりとかっていう部分が今回あったと思います。

それで、次年度に向けてはもっと早い、今年度初年度だったということで取り組みも遅かったというところで反省はしているところではありますけれども、次年度以降につきましては、事業者をさらに増やせるように早めの時期に対応していきたいなというふうには考えております。

今回、かなりのかたに対応が遅れたということで、ご迷惑をおかけしたなということ、反省をしているところです。以上です。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長のほうからも初年度ということで、いろいろ選択の部分で問題があったという中での話いただきましたけれども、やはりそういう声を大事にしてもらわないと良い事業展開をしてもなかなかそれが評価されないということになりますので、いま同僚委員からも申し入れがあったように、いろんな角度で見なきゃならない部分も当然あるので、でも少なくともやはりそういう聞き取りの中で、少しは予算に反映されるべきかなってというのは思いがあったものですから、それが全く同じ状況だということで、その辺は大変残念って言えば変ですけれども、思いがちょっとないのかなって思いがあったものですから、いずれにしても今回の体制の反省踏まえて、極力住民の皆さんに満足いくような体制で臨んでいきたいとそんなふうに思っていますのでよろしくお願いします。答弁はいりませんので。

相澤委員長 ほか。

東出委員。

東出委員 まず今回の説明資料の中でいきますと、新規事業で緊急通報システムの更新とそれからもう一本は、高齢者見守りサービス事業が今回の新規事業ということで掲載されて、そして説明資料の38ページ、それから37ページですよ。これにいろいろと書いてあるんだけど、概ね緊急通報装置はいままでもこれやってきたわけですけれども、ただここでなぜこれを新規なんだよと単純に。私は、継続事業であったんだけど、新規に載せたというまず理由付けをしていただきたいなと思います。

それと、38ページのここの対象者というところで、一番下「住民税非課税世帯に属する者」というあれなんだけれども、これ原則としてということですから、ここはある意味では柔軟性をもってあなた達は高齢者と対応していくのかどうか、その辺ちょっと実例があれば一つ含めてお願いしたいと思いますし、それから通信機能付LED電球。ここに出てきた言葉の中で、「契約事業者」と言うんですけれども、これはどういう職種の事業者なのかなと思って伺いしておきたいなと思います。

あとは、この事業をやるにあたって、現課の課長のところの職員が全て対応するのか、ある意味では社協の人達との整合性どういうふうに図っていくのかなという部分で、ちょっと伺いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

相澤委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず1点目の緊急通報システムの関係だったんですけれども、すみません。これこちらのほうの認識としましては、新規における事業ということで、更新業務の委託料ということで、相当な金額を計上ということで、新規に載せたところですが、確かにご指摘のとおり新規でないと言えば新規でないですので、申し訳ありません。すみませんでした。

それと、住民税の非課税世帯というところで、こちらなんですけれどもこの下のほうに予算のほうの記載があるんですけれども、こちら1個あたり月額1,078円で、今回30件ということで想定していますけれども、こちら個人のかたでも同様に契約できるものとなっています。

もう一つの質問にもお答えします。契約事業者というのが運送業者を想定しております。

それで、そちらのほうで今回は法人契約ということで、町とそちらの業者さんと契約させていただく予定にはしているんですけども、これは個人で1人から月額1,078円ではじめられるものであります。それで、今年度初年度ということでもありますし、まずは住民税非課税世帯ということで、これ課税世帯のかたであれば1,000円程度と言えればあれですけども、月額1,000円ということでまずは非課税世帯のかたを優先して、初年度30件分はじめていきたいというようなことで考えております。

それで、なにかあった時の連携というところで、いまのところは社協さんとの連携ってところまでは考えてございません。先ほどご説明したとおり、まずはなにかあった時には、この業者さんのほうが見に行き、その結果なにかあればこちらにも連絡が来るといことで、その件数等も踏まえてその後どのようにするかまた改めて検討させていただきたいなと思っております。以上です。

相澤委員長 東出委員。

東出委員 そうすると、ある程度あなた達はこういうひな型を作って今回予算要求してきたんだけど、いまの話から総合的に判断すれば、予算はなんとか付けてもらったんだけど、私に言わせればいまの感じからとらせれば、まだ当面スタートできるような状況じゃないのかなという気がするんだけど。よくわからないのが、私はこれはある意味じゃあなた達現課ではやるとは言っているけれども、1人世帯を回っている社協さんの職員だとか、ああいう人達のほうがあなた達以上に週に2回・3回介護の関係だとかいろんな関係で、配食の関係だとかで多く接していると思うんだ私は、よくわからないけれども。

私もそういう年寄りないからわからないけれども、ただそこでやはりこういう事業を進めていく上では、病院なりそれから社協さんなり、それからいろんな事業をやっている人もいますよね、個人で。それから社協さんだとか、そういう連携をとったのかなって私それ心配する。

それと、休憩をもらえばいいんだろうけれども、ちょっと言葉が引っかかったのが運送業者っていうんだけど、どういう関係の運送業者なのかな。例えばクロネコヤマトなのか、またはその類いの郵便局、その辺ちょっとわからない。いまの現時点で理解を私していないんですよ。ほかの委員さんはわからないけれども。だから、ここをもうちょっとかみ砕いて、新規事業なんだからあなた達の。ここは丁寧に教えてください。それがあなた達の仕事だと思う。

(「関連」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま東出委員と同様で、これやはり福祉の平等からすれば非課税世帯でなければこういうサービスを受けられないっていうのは、やはり不公平だ。ひとり暮らしで例えば病弱だとか、身体的な機能が低下しているっていうのは、俗に言うお金持ちだからどうだからってそういうことで差を付けるべきではないと思う。やはりここは、原則の部分には削除。ただ、私は当初この資料を見た時に緊急通報と見守りのセンサー付きの機能っていうのは、同じ人だと思っていたんだよね。そうしたら、かたや緊急通報のほうで件数多いわけだ。こっちは30件で、ことしの実績っていうか推移を見て来年から増やそうっていうような説明もいただいたけれども、やはりもし緊急通報とイコールであれば、その台数を

年度途中で補正してでも非課税だとかなんかでなくて、平等にこれを設備するっていうのが福祉の原則だろうと思うんですね。その辺一つ。

相澤委員長 東出委員。

東出委員 休憩とって、ざっくばらんに言ってください。私達も柔軟に考えますから。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時58分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

見守りサービスについて、ほかに。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

資料の37ページ・38ページ、通報器具と見守りサービスということで出ているんですけども、こちらのほう対象者ということで、かたや65歳以上のひとり暮らしの身体障害者の手帳の交付を受けて、程度が1級・2級と。ひとり暮らしのほうについては、70歳以上のひとり暮らし及びその世帯の70未満の者で、1級・2級の身体障害というふうになっていましてけれども、これ緊急通報装置の貸与していれば、こっちの見守りサービス事業いらんんじゃないですか。被っちゃうじゃないですか。だから、それで先ほど同僚委員も言っていましたけれども、それだったらこの身体障害者でなくたって、これだけお金を払ってでもこのシステムを使いたいっていう人がいるのであれば、みんなに使わせたらいいじゃないですか。私はそう思うんですけども、どうですか。

相澤委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 この安心見守りサービス緊急通報の貸与につきましては、同じかたがどちらも利用するっていうこともありますけれども、それは全く対象は同じだということではありません。

それと先ほど言いましたように、副町長とかからも話がありましたとおり、利用者の希望があればその分また対象者数は増やしていくということで、対象者についてはイコールではないということで、ご理解いただきたいと思います。

相澤委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 対象者は一緒ではない、それから通報装置の貸与については、これはお金がかからないわけですよね、利用者のほうは。片方のほうについては、お金を払って使うわけですから、この使用料月額、これ町でもつんですか。だとしても、もしこちらの通報器具を使っていれば見守りサービスをダブって使う必要ないと思うので、これかぶっちゃうんじゃないですか。あとこっちのLEDに変えるって言っているんですけども、トイレの電気のスイッチをいれないと通報装置の通報の信号がいかないっていうタイプなのか、それともスイッチは常時付けっぱなしでセンサーで入ってきたら9時だろうが10時だろうが夜中の3時だろうが感知するものなのか。そこら辺で全然制度の違いっていうか、システムの良い悪いの差が全然変わってくるんですけども、その辺はどうなっていますか。

相澤委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 このLEDの電球のシステムにつきましては、スイッチを入れたり切ったりとかっていうことですので、そこを通ったからとか入ったから通知がいくとかいかないとかではなくて、あくまでもそのスイッチを付けるか消すかどちらかの作業が24時間なかった場合に通知がいくというものになっております。

それと、緊急通報とこちらのほうはちょっと趣旨が違っておまして、この緊急通報につきましては、自分で体調が悪くなったりとか救急車を呼びたいとかっていう時にペンダントですぐこの場でスイッチを押したりなんとかっていうことができるというものと、あと見守りサービスについては、あくまでも電気が点いているところとの行き来ですので、例えばそれがダブって両方必要ないんじゃないかっていうことなんですけれども、それぞれ目的がちょっと違ってくる形になっていきますので、その辺はご理解いただければと思います。

相澤委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 61ページ、需用費で演芸会の消耗品がことしは80周年の記念ってというようなことで演芸会。ただやはり、需用費に計上している演芸会ってというのはどうなのっていう一つ単純な疑問。敬老を祝う会であれば敬老のほうがいいんじゃないかなと思う

それと、保健福祉はいまコロナ感染対策の主管の課だよ。このコロナが終息するなんて思えない、2か年これ中止になっているんだ。ことしもたぶんだめ。ですから、もうこういう催しは馴染まなくなっている。やはりそろそろ、ことしは80周年だから予算計上的には良い。なにも問題ないと思うんだけど、その辺をもう少しやはり整理をしないといけない。高齢者をどうするかっていう部分は、一般質問の中でも町長には検討していただくことになっています。そういうことで一つお願いしたい。

それと、負担金の中で高齢者事業団60万、課長もう担当してからもう何年経つ。スタートから60万なんだよ、もう10年も20年も。そして、事業団にたまたま用事あって話を聞いたら、ことしの雪は大変だって。そして、例えば除雪サービスであっても出たかたに事業団で蓄えている少ない原資を割増しで支給しているって言うんです。そういうやり繰りするのであれば、もう少し事業団の実態を把握して、60万が適正なのかどうなのかっていうようなことを十分今年度は60万でもう計上していますからやむを得ないのかなって思うけれども、次年度に向けてはぜひやはりこの部分も再考していただきたい。すごくやはり町民に喜ばれている仕事をしていると思うんですよね。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

相澤委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 ないようですので、老人福祉費関連の予算審議はこれで終了します。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時15分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは次に、介護保険特別会計の部分です。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の予算について、ご説明します。

令和4年度の木古内町介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7億3,834万9,000円となっております。

それでは、歳出より説明をいたします。

13ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 3,020万3,000円は、対前年比 327万円の減です。

主な要因としましては、異動等による人件費の減が対前年比で110万6,000円、12節 委託料で前年度計上しておりました介護保険事務システムの改修費がなくなりましたので、その分で対前年比で219万3,000円の減となっております。

14ページをお願いします。

2項 徴収費、1目 賦課徴収費 13万円、次に15ページ、3項・1目 介護認定審査会費 525万6,000円は、いずれも前年とほぼ同様です。

2目 認定調査費 296万9,000円、対前年比 13万2,000円の増は、主な要因としましては、11節 役務費が介護認定者更新・区分変更申請の申請件数による医師意見書作成手数料の増となっております。

16ページ、4項・1目 運営協議会費 8万4,000円は、前年と同様です。

17ページ、2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費 6億2,109万1,000円、18ページ、2項・1目 高額介護サービス費 2,280万円と19ページ、3項 その他諸費、1目 審査支払手数料 55万4,000円につきましては、第8期介護保険事業計画に基づく令和4年度分の予算計上となっております。

20ページ、3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 3,276万9,000円、対前年比で710万5,000円の増となっております。

主な要因としましては、人事異動等により人件費が対前年比 135万8,000円の増、12節 委託料では、在宅高齢者生活実態調査の実施に伴う委託料として242万円を計上しております。

次に、13節 使用料及び賃借料 バイタルトラッカー利用料につきましては、218万9,000円を新たに計上しております。

こちらのバイタルトラッカー利用料につきましては、資料番号2 議案説明資料の36ページをお開き願います。

こちらバイタルトラッカー利用料につきましては、このバイタルトラッカー利用事業は、介護が必要となる原因の1位である脳血管疾患の主原因である心房細動の予備軍を早期に発見して、治療や生活習慣改善への意識を促し、要介護状態になることの予防につながるもので、対象は40歳以上の町民としております。

具体的には、バイタルトラッカーというリストバンド型のウェアラブル端末を3か月程度連続で装着することで、心房細動の予兆をAIが検出し、対象者等に通信することで、予防や早期改善治療につながるものです。このほか消費カロリーや脈拍などのデータもスマ

ホアプリなどを通じてサーバーに登録され、そのデータはパソコンやスマホ等の端末で閲覧することができるようになっております。

以上で、バイタルトラッカー利用料の説明を終わります。

次に、予算書20ページにお戻りください。

18節 負担金補助及び交付金 通所介護相当サービス費が実績に基づき、対前年比 12万3千2,000円の増で計上しております。

21ページをお願いします。

2目 包括的支援事業・任意事業費 1,965万5,000円は、前年とほぼ同様です。

22ページをお開きください。

4款・1項 公債費、1目 利子 5万円、次に23ページ、2項・1目 財政安定化基金償還金 1,000円、24ページをお願いします。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金 15万円、2目 償還金 1,000円、3目 第1号被保険者還付加算金 1,000円は、これまではいずれも前年度と同様となっております。

25ページ、6款・1項・1目 節 予備費 236万5,000円は、対前年比 1,012万6,000円の減となっております。

歳出の説明は以上となります。

次に、歳入の説明に入ります。

7ページをお開き願います。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料 1億1,125万5,000円となっております。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金 1,659万4,000円、3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料 2,000円、4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金 1億721万3,000円、2項 国庫補助金、1目 調整交付金 6,394万8,000円、8ページ、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が524万4,000円、3目 地域支援事業交付金が719万7,000円となっております。

これは、法に基づく国の負担分となっております。

5目 保険者機能強化推進交付金が94万9,000円、5款・1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金 1億7,233万2,000円、9ページ、2目 地域支援事業交付金が566万3,000円、こちらは法に基づく支払基金の負担分です。

6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金 9,667万3,000円です。

2項 道補助金、1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）262万2,000円、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）が359万8,000円です。

相澤委員長 読むだけのところであればスルーして、説明付くところだけお願いします。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 そうしましたら、次に10ページです。

3目 地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）で359万8,000円、4目 その他一般会計繰入金 3,466万5,000円、同じく5目 低所得者保険料軽減繰入金が1,309万5,000円で、法に基づく一般会計の負担金となっております。

2項・1目 介護サービス事業勘定繰入金が100万5,000円です。

次の8款・1項・1目 繰越金が949万円、その次11ページから12ページの9款 諸収入の内容につきましては、いずれも前年度とほぼ同様となっております。

歳入の説明は以上です。よろしくお願いたします。

相澤委員長 説明が終わりました。

東出委員。

東出委員 それで、説明資料の36ページにことし新たにかなと思うんですけども、バイタルトラッカーっていうのはまず、これちょっとした医療機器なんですか、なんなんですか。これちょっとわからないので、もし資料的なものあればいただければ大して助かるんですけどもどうでしょうか。

それで、まずこれをことしやっていくっていうことなので、ことし1年の計画スケジュールはどういうふうになっていますか。ということは、40歳以上の町民に対してですよ。

脳疾患の人が一番の原因であると。心房細動の予備軍を早期に発見し、治療や生活習慣の意識を改善するということなんだけれども、そうすればことし1年どういうスケジュールを立てて、やっていくのかなということで、まずお伺いたします。

(「関連」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 平野委員。

平野委員 私もバイタルトラッカー東出委員の関連なんですけれども、はじめて聞いていまググっているんですけども、出てこなくてこれ間違っていないですか、言葉が。調べるとウェアラブルトラッカーっていうのは出てくるんですけども、これが心拍を図るメカの器械なんですけれども、ちょっとそこもう1回調べてください。

東出委員と同様に、中身が一応説明していただきましたけれども、資料の書いているだけの説明でしたので、もう少し詳しく説明してくれなければ、おそらくみんな把握できないと思いますので、お願いします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時37分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

後ほど細かい資料を出していただきます。ただ、個数だけでもお願いします。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 貸し出しする個数は、端末30個となっております。30個なんですけれども、先ほど説明した時に3か月程度付けていただくことによって、予備軍がある程度きちんとわかるということで、それをですから3か月经ったらまた別なかたにとかっていう形の運用を考えております。

相澤委員長 東出委員。

東出委員 3か月程度というのはわかった。だから、その人をどういうふうに抽出して、30台あるんですけども10人になるか25人になるかわからないんですけども、これを周知する

方法論はどうなんだろう。結局、不整脈だとかなんだとかでドンと頭にきてあれにしてしまったっていう、それを防ぐための器具だっていうことを理解しました。器具は理解した。

ただ、ことし1年間この予算をとって、対象となる人間をどうやって抽出するのかとか、30台ある器械で3か月間使うわけだから、年間4サイクル使えるわけだよ、そうでしょう。

単純に30台あって4サイクルやるから、120人までマックスいくでしょう。だから、その作業をまずきちんと教えていただきたいんです、ことし1年間の。あなた達の行動スケジュールっていうのかな。

相澤委員長 西村主査。

西村主査 4月に周知をしまして、募集をかけます。それで、3か月の1クールという形で予定をしておりますけれども、ちょっと時間を空ける形を次のかたにつなぐまでに時間をちょっと空ける予定をしておりますので、3クール程度の状況を想定しています。

あと、検知の中で1か月程度でもしかすると予兆を判断するっていうような場合もありますので、その場合につきましては、その限りではないというところを予定しています。

(「関連」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 あなたはこれを付けなきゃだめだよっていう部分が医療機関なのか健康管理センターの生活習慣病のそのチェックの中で、あなた血圧高いしちょっと危ないから付けなさいってそういう指導でやるのか。そうすれば、概ね基準とすれば3か月だとすれば、年間120名くらいのかたがそういう恩恵があるわけだ。だから、それを誰が判断して、募集ではないでしょう。これやはりきちんとここに書いているでしょう。治療や生活習慣改善の意識を促すということは、健康管理センターが保健師さんかなんかちゃんと把握していなきゃならないわけだ、町民の健康を。検診終わったデータもらって、管理しているでしょう。

相澤委員長 西村主査。

西村主査 もちろん町内の医療機関のほうには、こういう取り組みをはじめますということで、お伝えをします。その中で、こういうかたがいるよっていう情報をいただくのももちろんですし、あとは広くちょっと気になるなっていうかたに予防するっていう意味も含めて、募集をしたいというふうに考えています。

相澤委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまの平野委員がおっしゃるとおり、広く募集はいたしますが、そこは基礎疾患をお持ちのかた、循環器系の疾患をお持ちのかたですとか、そういうかたを最優先した中で、まずは予算にも限りがありますので、30台・30人、まずはその中で選定してお貸しすると。そのサイクルを繰り返していきたいというふうに現状考えております。

以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 いまの西村主査の説明と副町長の説明でだいたいわかったんですけども、例えば3か月要して少し間を空けて3クールって。間、空けようが空けまいが別にこれ365日使っても金額は変わりませんよね。まず、予算根拠としては。その間を空けるって言ったのになにか意味があるのかどうなのか。3クールだろうが4クールだろうがもうクラウド料は決まっているし、端末代は決まっているし、まずそこ。

それと、あと資料請求されておりますけれども、もう3万5,000円×30台で105万円、クラウド

ド料金で36万円、あと残りわずか60万ぐらいなんです。それいま口頭で言ってもらえれば、資料いらないうんです。そこも含めてもう1回だけ、内訳の金額言ってくれませんか。

相澤委員長 西村主査。

西村主査 まず一つ目の3か月のクールということでお話したんですけれども、3か月を超えてもう少し利用したいというかたがいる場合もあるのかなというのがまず一つちょっと考えていました。基本はやはりいま3か月クールで回せるような形で、状況を確認しながらやっていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの金額の部分なんですけれども、あとは導入のパッケージプランということで、マスターの設定ですとかそういったサーバーの構築だとかそういった部分で40万円、もう一度説明します。

ウェアラブル端末です。装着するものが30個で1台3万5,000円、月額クラウド利用料としまして、1台1,000円の12か月、月額3万円になるので、36万円。月額の本部利用料ということで18万円。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 すみません、また口頭で求めましたけれども、資料ください。皆さんも口頭でわからなかったもので、余計なことしました。すみません。

それと20ページ、委託料なんですけれども在宅高齢者生活実態調査、これは内容についてはいま現在、これ新規ですよ。2年に1回やるということなんですか。これ中身について、いま現在町が知り得ていない部分をどう調べるのか、アンケート的なものなのか、これを活用してどのように担当課は反映させていくのか。これだけ予算かけて調べるわけですから、当然調べた甲斐がなければ意味がないと思うので、その辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 この実態調査は、何年か前にもこれやっている。私はやはり本当にこの実態調査を心配するのは、委託でしょう。業者に委託するっていうことは、全て項目だけ出して任せるっていう、やはりそうではない調査の仕方をすべきだろうと。これ一般質問の中でも町長は、この調査にいろんな福祉の部分、難聴の部分だとかもこの項目の中に入れますよって。町長は言うけれども、担当課が業者に丸投げしちゃったら、訳分からないでしょう。肝心なところが漏れているっていう可能性だってあるわけだから。この辺っていうのは例えば、自宅でなくて直接調査っていうわけにはいかないの、例えば。やはりそのほうが中身の濃い調査になるんじゃないかなと思うんです。まずその辺ちょっと。

相澤委員長 後藤主査。

後藤主査 まずこの調査につきましては、2年に一度行われております。過去には平成29年度と平成31年度に実施しております。それで、調査の目的につきましては、一応介護や介護予防の必要性、地域の課題やニーズの把握ということで、国の調査項目にまず基づいたものと、あと町独自で必要と思われる調査項目をこれから選定させてもらって、重ねて調査をするような形になります。

それで、調査の流れにつきましては、全て業者さんのほうに委託するわけではなくて、

調査項目の選定だったりとか調査票の作成、調査票の送付、回収につきましては、私達とあと社会福祉協議会のほうの生活支援コーディネーターの部分を含めて対応させていただいて、委託につきましては回収したその調査についての集計だったりとか分析というものをCDログだったりとか製本して、まとめていただいたものを提出していただくような形となります。以上でございます。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 だけれども私が求めているのは、委託でなくて直接調査できないのって聞いている。高齢者全員じゃないよね、抽出でしょう。だから、そういうことからすれば自前でもできるんじゃないかなと思っているんです。国のひな型に基づいた調査項目でやったってだめだ。木古内バージョンでやらなきゃだめだ。

相澤委員長 後藤主査。

後藤主査 調査対象者につきましては、一応要介護認定の要介護1から5、受けていない65歳以上の者、在宅に住まわれているかとなりますので、それでだいたい1,400から1,500人程度が対象者になります。

それで、調査項目につきましては一応過去に2回行っておりますので、その調査項目と今回行う調査項目、これが過去といま現在とどのようになっているのかっていう分析も含めて、委託業者のほうに集計・分析をしていただくような形になるので、町独自の部分は確かに調査項目としてはやはり必要な部分でありますので、そこは有識者であったりとか、地域ケア会議等で検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 私が言っているのは、国のそんなひな型に基づかなくてもいい。私も何年前にその調査を受けたんだ。くだらない調査がいっぱいある。だから、木古内町の実態にあうような項目の調査にしなさいって言っているわけだ。それであれば委託してもいいのかなと思うんだけど、国から示された項目できたやつ、本当に言い方悪いけれどもなんでこんなの調査するんだっていう項目がいっぱいある。そういうものははじいて、いろいろ一般質問等で議論している項目だとかも入れて、そういうものは一番最初にもってくると。一番目に付くところにもってくるとかってやはりそういう調査票の作り方だあってあるでしょう。だから、国に任せればだめだあって言っている。別になにも補助もらうわけじゃない、単費でやるわけだから、自由になるわけだから。その辺知恵を絞ってやってください。

相澤委員長 副町長。

羽沢副町長 竹田委員がおっしゃるように、国の標準的なものは示されます。先ほど後藤主査が申しあげましたように、あくまでもそれは標準的なものでありまして、町のオリジナル独自の設問、先日の一般質問でありました難聴、その辺についてもこのたびは調査項目として付け加えます。ですが、これまでやってきた3回目・2回目のデータという大事なデータがあります。今回、4回目になるんですけれども、この経年での変化というのもしっかり見ていきたいというのは、そこは一番大事な部分になりますので、大幅に全ての調査項目をリニューアルするという考えは一切もっておりません。しっかりと前の調査項目を踏まえた中で、新たに必要なもの、移動に関するものですか食育に関するもの、それらについてしっかりと業者と前回も業者に委託をしまして、経年の変化ですとか全て分析して

報告をいただいている部分もございませぬので、引き続きこの4回目につきましても、しっかりと打合せした中で、当然丸投げではございませぬ。ちゃんと設問を設定した中で、業務のほうを進めてまいります。結局これ次の第9期の介護保険事業計画・老人福祉計画、ここにしっかりとニーズがあれば反映させていきたいという思いで実施いたしますので、ご理解ください。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。趣旨でしたり過去のと照らし合わせ、今後に活かしていくっていう考えはわかりました。最後に1点だけ、いま後藤主査から全部で1,400人・1,500人の対象者がいるということなんですけれども、これ委託事業者と協力した上で、その全員からこの回答っていただいた中でデータ作りはできているんでしょうか。それとも1,400人・1,500人のうちの何十パーセント程度の回答しか得られないものなのかだけ教えてください。

相澤委員長 後藤主査。

後藤主査 平成31年に実施した際には、調査対象につきましては1,552名、そのうち回収されたのが1,130名、回収率が一応68.1%となっておりますので、調査対象全員の回答は得たわけではなく、回収したのものに対してのものとなっております。

相澤委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、介護保険特別会計については、これで終了いたします。

資料について、いつ頃用意できますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後2時58分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次、介護サービス事業会計について、よろしくお願ひします。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは、令和4年度介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

令和4年度木古内町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、それぞれ277万5,000円となっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

9ページです。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 277万5,000円は、対前年比で30万1,000円の増です。

主な理由は、介護予防サービス計画委託料が前年比で、27万9,000円の増となったことによるものです。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明に入ります。

7ページをお開き願います。

1款 サービス収入、2項 介護予防給費収入、1目 介護予防サービス計画費収入 262万8,000円は、要支援者に対するケアプラン収入の増により30万1,000円の増となっております。

ほかは、前年と同様になっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

相澤委員長 説明が終わりました。

なにか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、これで保健福祉課に関する審査を終わります。

あと、資料出た時点でまたよろしく願います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

(4)まちづくり未来課

議案第19号 木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例制定について

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり未来課の予算審査でございます。よろしく願います。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まちづくり未来課です。よろしく願います。

まずはじめに、議案第19号 木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料番号2 令和4年度予算説明資料の45ページをお開き願います。

令和2年度国勢調査で、人口が3,832人と前回調査から715人減少し、人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、また高齢化率も約50%と高い水準にあることから、木古内町への移住及び定住を促進をするため、本条例を上程するものです。

第1条には、本条例の目的を定めております。

なお、本条例を町内外に周知をするにあたり、より周囲の目を引きやすいものにするため、資料45ページに記載のあるとおり、本条例を通称「木古内町みらいある条例」と呼ぶことといたします。

第2条には、本条例における用語の定義を定めております。

第3条には、第1条の目的を達成するために実施する事業について定めております。

資料につきましては、46ページをお開き願います。

第1項第1号では、移住及び定住を促進するために実施する事業、第2号では、安心して子育てできる環境をつくるために実施する事業、第3号では、その他、町長が必要と認める事業とし、資料46ページの6. 条例に係る事業に掲載している事業を実施してまいります。

第4条には本条例の適用要件、第5条には補則を定めており、附則では本条例の施行日及びその期限を定めております。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 質疑をお受けします。

廣瀬委員。

廣瀬委員 廣瀬です。

この条例に関して、ちょっと2、3お聞きしたいということがありました。

私も議員になりまして一般質問のまた部分で、人口問題減少、また移住定住ということで、質問させていただいた部分もあります。

今回、プロジェクトチームを立ち上げて、このような私はかなり目玉の施策だと思っています。5年間の時限ということであっても。

それで、私の聞きたかったのが移住定住における木古内町マイホーム取得促進事業に関して、この中に助成対象外ってということで3番目、「国・道またその他の団体から同様の補助金等の交付を受けている場合」とありますけれども、まずこの「同様の補助金」というのがありますけれども、これは移住定住関係の補助金でまずいいのかっていう1点と現段階で、国・道が同様の補助金を出しているかどうか、その確認はしているのか。

もう1点が新築を建てる時に建築確認申請というのが出ると思うんですよ。これは、建設水道課になると思うんですけれども、この辺出た時にこういう周知の連携は取れるのかどうか、それとも取るつもりでいるのかどうか、この3点教えてください。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 廣瀬委員のお尋ねであります。まずマイホームの取得促進事業に関しましてご質問であります。こちらの補助対象外とする要件の中の国・道その他団体における補助金を受けている場合というところではありますが、実際に国のほうでは例えばマイホームの建設にあたりまして例えばですけれども、長期有料住宅ですとかそういったものを建設する際に、補助金を交付しているという例がございます。そういったところもあります。こちらに関しましては基本対象外とする要件としましては、補助金を使ってマイホームを木古内町に建設するそういったことをする場合には、対象外とさせていただくということになります。

これは、国・北海道ですとかそういったところで、それぞれ要件を定めておきまして、当然その補助金を受けるにあたって別の補助金を受けていないことですか、若しくはその補助金を受けている場合には、補助金が少なくなったりですとかそういった部分もありますので、そういった要件に合致しないものについて、対象としたいというところがあります。

また、新築ですとかの場合の建築確認との連携につきましては、こちらとしましても建設水道課から建築確認あるものについては情報発信をしていただくというのはもちろんのことですが、それ以外にも町政広報ですとか、あと町内の事業者についてもこの制度制定されましたら、情報発信をしましてこういう制度がありますので、ご活用をしていただくように契約者ですとかそういったかたに周知をしていただきたいということで、こちらのほうから情報発信をしていきたいというふうに考えております。以上です。

相澤委員長 廣瀬委員。

廣瀬委員 もう1回尋ねますけれども、ということは移住定住じゃなくても違う補助金をもらった場合でも対象にならないっていう認識でいいのでしょうか。これも概要説明なのかな、団体から同様の補助金ってあったもので、それで私あえて移住定住関係の補助金をもらった場合は、対象にならないんですかっていう問いだったんです。いま田畑課長の話を知ると要は、道・国から新築を建てたら補助金もらったら出ないよという認識でいいのかな、再度。そうであれば同様の補助金、「同様」っていう文言はちょっとそぐわないのかなって思うんですけれども。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの想定としましては、先ほど申しましたとおり、マイホームの建築にかかります補助金です。そういったものを受けた際には、対象とならないというところで整理をしております。

同様の補助金というところではありますが、こちらにつきましてはこの同様という部分は、マイホームの建築取得にかかる部分というところで、こちらのほうでは整理をしておりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

相澤委員長 廣瀬委員。

廣瀬委員 ちょっと混同するような部分もあるのかなっていう部分で、私もちょっと調べたんですけれども、国土交通省所管で出ている子育て世帯に対して、高い省エネ性の住宅を建てた場合に、100万の補助が出るっていう部分があるんですよ。これは、建て主さんが申請するというよりも建築業者さんが主に申請して、あとから補助をもらえるっていう類いのものなので、だからいま田畑課長がおっしゃった部分は十分わかりました。要は、ほかの補助金をもらった場合でも対象にならないっていうことだったので、そこはやはりトラブルにならないようにしっかり説明なりという部分を進めていってほしいなと思っています。

相澤委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 移住定住政策では、大変良かったなと思っています。本会議なんかでも言っているように、できればいまのインターの開通前にこの仕組みを外に向けてやはり発信するっていうちょっと遅かったっていう気持ちあります。ただ、この中で縷々いままで議論してきたのは子育てのできる環境、これがはたして移住政策なのっていうのは、今日までこの条例について議論してきました。町長がそれなりのそういう移住定住構想の中での一つなんだって言いますから、それ以上の議論をしても改めるっていう気持ちがないようですから、ただやはり附則の部分。時限立法、5か年でこの事業が終わるわけです。ただやはり、子育て支援の部分については、各多くの委員もこれは5年間で断ち切るべきではないという認識の中で、町長だってあと任期が2年、だからそれ以降の約束はできないわけだ。そういうことからすれば、きちんと附則の中で5か年の時限は時限でいい、ただし子育て支援にかかる入学祝金については、その限りでないっていうことをきちんとやはり改めるべきだっていうふうに思っています。まずそこ。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 竹田委員のお尋ねであります入学祝金の関係であります。こちらにつきましては、まず移住定住の中の特に定住の部分に重きを置いている事業かというふ

うにこちらのほうでは整理をしております、また中に目的にありますとおり、やはり高齢化率が木古内町は特に高いと。高い水準にある中で、子育て世帯を増やすことで生産人口なりを増やし、そういった高齢化率を抑えるというような取り組みとして今回出させていただいているものです。

また、5年間の時限立法であるというところではありますが、こちらにつきましては5年間で打ち切るというのではなくて、5年間の中でこういった事業を進めまして、その中で事業の検証です。効果ですとか必要性の検証をいたしまして、同じ形で事業を継続するのか、または事業を廃止しまして別の子育て支援を進めるべきか、またこの祝金に関しましても支給額ですとか支給方法、こういったものがより良いものがないかそういった部分を検証させていただいて、5年間の中で見直しを図っていきたいというところがありますので、こちらにつきましては5年で切れるという誤解のないよう、しっかりと周知をしまいたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 課長だって町長だって5年後の部分わからないでしょう。交通事故で死んでしまったりしたら、極端な話だけれども。そういう部分も考えてこの附則の部分を変えればいいでしょう。この移住政策については、5か年の事業でいいんだ。これはこれでいい。それでなきゃだめだ。このあとも検証して続きますよなんてそんな約束なんてできるわけない。

私はやはりこの事業は5か年でいい。だけれども、入学祝金についてはその後もやはりそこで断ち切るわけにいかないから、きちんと附則を謳えばいい。それだけのこと。何も難しくないでしょう。何も面倒なことは一つも言っていない。だから、もし行政側がなんたかたそういうことでいまのこの附則で頑張るのであれば条例の修正、動議等もこれから我々として考えなきゃならないし。面倒なことを我々は求めているわけじゃない。子ども達の幸せのためにやはり5年間では断ち切るわけにはいかない、何があるかわからない、あした。そういうことも考えながら法律をちゃんと整備しなきゃだめだと思っている。

相澤委員長 副町長。

羽沢副町長 この5年間の時限というお話の部分でございますけれども、まず行政っていうのは継続性がございます。誰が担当しようが当然ながらそれを引き継ぐものでございますので、そこで途切れるですとかそういうことはないということは、竹田委員も行政の経験でございますので、ご存じだと思います。

何度も申し上げますが、この5年間の中で事業をしっかり検証して見直し、ですからこの部分を5年間の附則の部分を外すという考えはもっておりません。以上です。

相澤委員長 ほか。

廣瀬委員。

廣瀬委員 私の思いだけなんだけれども、私は先ほど田畑課長が言ったように、移住定住のためのこの時限立法ということなので、私はそれでいいと思うんです。だから先日、不公平どうのこうのっていう話もあったんだけれども、私はまた違うのかなって。これは、あくまで5年間の時限立法で、移住定住のための施策っていうことで、私は捉えているんです。もし5年後例えば必要であれば、それは子育て支援として継続してはどうですかって訴えかけていけばいいことだと私は思うんですけれども、一応私の思いです。

相澤委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 今定例会に上程される以前から資料配付していただいて、その時はちょっと中身全部見きれなく、きょうまでじっくり全部読んできたつもりで、中身細かいことも含めて何点か確認させていただきたいと思います。

まず私がこれまで求めてきたのは、移住定住という言葉のうちどっちかと言えば移住、よそから来られるかたをメインで様々な提案をしてきました。それだってやはり現在住まわれている町民のかたに不公平じゃないかっていう声もあったのも事実ですし、そこを多少なりとも不公平感をなくする部分も組み込んだのかなと感じております。

それで、例えば住宅です。住宅を建てる際に、これ計算しますとマイホーム取得、例えばよそから来られるかたは3番の移住者の100万円も入って、この5番は抜いたとしてです。

よそから来られるかたが親と一緒に来られるっていうことは可能性が薄いと思うので、400万円になるのかなと。当町のかたが建てても今度は4番が親と住むから入ったとして、同じく400万。よそから来る人も我が町の町民も家を建てることに対して全ての人に町は応援しますよっていうことでいいんですね。そこどこまで強く町民にも移住者のPRもそうですけれども、町民にもPRし、どうぞ我が町に家を建ててくださいという強い気持ちがあるのかどうかを確認します。

あといま私が聞いた中身について、あっているかどうかあわせて教えてください。

それと、家賃補助です。これは、現在も住まわれている民間の住宅に入っているかたに現在進行形のかたに補てんしますよってということだと思うんですけれども、これどっちかと言うと移住者ももちろんですけれども、いま住んでいるかたへのプレゼントの要素のほうが強いのかなってイメージを私もったんです。実際、このように予算計上していますけれども、例えばマイホームに関しては、建てることが発生すれば予算は発生しますけれども、家賃についてはいま現在もうすでに発生するかたが多く存在するのかなと思うんですけれども、現在調べですすでに何世帯のかたにこの家賃の補てんがすでにあるのか。あるいは、民間の現在の住宅がどの程度移住者が引っ越しされるかたに現在空いていて、この補助をPRできるのか。PRしたはいいけれども、空いていないよとなればこの制度自体が移住者が使えないということにもなりますし、それともう1点心配するのが、町営住宅・道営住宅が空きがあると。当然町の経営を考えたらそこもしっかり入っていただくほうがいいと思うんですけれども、仮に官も民もどっちの住宅もたくさん空いていて、移住者のかたは民間のほうに入れば補助がもらえるからっていう選択で民間のほうばかり選んでいったとした場合に、町営住宅の空きがますます多くなるんじゃないかなっていう心配もあるんですけれども、その辺の考え方については、担当課としてどう思っているのか。そこまでまず伺います。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず、1点目のお尋ねでありますマイホームの取得の関係であります。こちら平野委員がおっしゃいましたとおり、それぞれ町民のかたにも移住されるかたにも項目に当てはまる場所を補助をしていくというところでもありますので、そちらのほうはそのようにしてまいります。

また、こちら周知につきましても、先ほども申しましたが、町政広報ですとかもはじめ、特に町内のやはり事業者に対して、この制度をしっかりと周知をしまして、そういったも

のを活用して、建築を促進していただくようなところも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

家賃補助につきましては、現段階で把握している件数ですが、こちらにつきましては32件対象者がいるという認識をもっております。ただ、これも当然転勤ですとかそういった部分で増減があるかと思いますので、予算上は30件ということで、見込んでいるところで。民間の住宅の空き状況につきましては、現状どれだけ空いているかというのは把握しきれていない部分がございます。ただ、こちらにつきましてもやはり特に今回の家賃補助につきましては、若い世帯です。国の基準でいうところの若者世帯というところをターゲットにおいておりますので、そういったところに関しましても、木古内を選んでいただけるように周知をしてまいりたいというふうに考えております。

あと、公営住宅との兼ね合いであります。やはり公営住宅につきましては、所得によって家賃が低く抑えられているですとかそういったところもありまして、民間の私達町職員をはじめ、所得の状況によって入居できないというような場合もございますので、そういったかたはちょっとあれですけれども、所得によって入られるかたが変わるところでありますので、そういったところの民間との棲み分けというのがある程度可能ではないかなというふうに考えているところです。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 まずわかりました。例えばマイホームを建てる時に町民であっても移住者であっても条件の中身は違うものの、ほぼ同じ金額が出ますよってなった時に、そうすれば我が町のこの移住しあわせサポートは、よそから来られるかたも当町の方々もという意味合いであれば、この目標値です。この目標値で移住者の目標はありますけれども、ここもやはり当町の町民の部分も入れるべきなのではないでしょうか。当然よそから来ていただくのが一番良いとは思いますが、この中身を見ると先ほどから言うように、当町のかたもぜひこの事業補助を活用して建ててください、私は目標に入れるべきだとも思うんですけれども、あえてそこは言えばよその人のほうに使ってほしいという思いを強めているのかどうなのか。当町のこの数値を全くもって飛んで出たものなのか、どうでしょうかその部分については。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 お尋ねでございますが、こちらの目標値につきましては、明確に定住するかたについてもそういった利用をしていただきたいという目標値として定めてこちら表示しておりませんが、(2)の部分の空き家を活用しました住宅整備ですとかそういったところでは、当然該当するのかなと。あと(5)の子育て世帯の転出者の減少というところもこちら定住に関しても定めている目標値であるというふうに認識をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 あわせて聞きますけれども、(5)の子育て世帯の転出者の減少、これいわゆる5年間で2世帯を減らすということですが、これどういう検証をしてこの目標値、達成した、しないをあれするのでしょうか。

それと(4)、特にわからないんですけれども子育ての安心度80%、これはどのように調べて80%と。何かアンケートを取るのかどうなのか。

それと、当町のかたが町の素晴らしい補助ができたからってということで、この空き家を活用した住宅整備、これを使われるかたも検討されるかたいると思いますけれども、空き家で100万、新しく建てたら400万って考えたら、なんとか新しい家を建てて400万を使おうっていう人、考え方のほうが多いと思うんです。ただ、それぞれの家計の状況もありますから、お金のかけかたにもよりますけれども、であればいま田畑課長が言うように、(2)は町民の数値も入っていますって言うのであれば、新築のほうも私は目標値に入れるべきだと思いますので、再度お聞かせください。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの目標値の部分の(5)の減少につきましては、こちら子育て世帯の転入と転出の差し引きをしまして、そちらのほうの減少を近年ですとマイナス5件ですとかその程度で推移をしているところですが、こちらをマイナス2件になるように目標値を定めているところです。

また、子育ての安心度につきましては、こちらにつきましては保健福祉課のほうで実施をしております子育て支援計画、そちらのほうでアンケートの調査をしておりますので、こちらにつきましてはアンケートをもとに安心度、こちらをほうを検証をしてみたいというふうに考えております。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 もう1回、新築の目標値について確認で聞きましたけれども。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの新築に関する目標値は必要でないかという部分であります、申し訳ございません。こちらにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうの目標値をこちらの目標値としておりますので、こちら新築の部分については、目標値という部分では定めておりませんでしたので、こちらにつきましてはこういったマイホームの取得事業を行うというところで、こちら総合戦略のほうでの整理をしてみたいと思います。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 おおよそわかりました。最後に1点、家賃補助ですけれども、この新たな移住定住のサポート条例自体が子育て世帯を中心にできるだけ若い人、その意味というのは当然高齢者が多い木古内町において、若い世代が入ってきて高齢者を守るっていう観点から、賛同する部分はあります。しかし、この条件を見ると家賃補助で40歳未満となっているんです。これは、40歳過ぎても例えば子育てをされている世帯もありますし、ここの40歳というライン決めをした理由ってというのはなんでしょうか。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時41分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちら40歳未満という年齢設定につきましては、こちら子ども若者

育成支援推進法という法律がありまして、そちらによります若者の定義というのが30歳外ということで定められているところを参酌をしまして、こちらの年齢設定としております。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 その定義として若者イコール40歳というのをルールとしておそらく何十年も変わっていないルールであると思うんですけども、いま結婚するのも平均年齢がだいぶ遅くなって晩婚のような時代で、出産も初子を生む平均年齢が相当昔に比べて上がっている今時代でございます。皆さんも40代のかた、50代のかたいらっしゃると思いますけれども、まだ同世代で未婚のかた、あるいは40代を過ぎても小さなお子さんをかかえているかたって周りにたくさんいるんじゃないでしょうか。実際民間に住まわれているかたで、先ほどデータでおっしゃった件数の中に、この40歳を超えていて対象にならない世帯もあると思われるんですけども、そこを考えるとやはり40代のかたも多く子どもをかかえてこの木古内町に貢献しているってことを考えれば、これから来られるかたも含めて、この40歳っていうラインは削除するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの年齢設定につきましては、やはりこちらの事業が特に若い世代により多く活用していただきたいそういった部分を目的としまして、こういった形で事業の組み立てをしておりますので、現段階ではこういった年齢設定の部分を外すというところの考えはございません。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 いまの国の何かを調べたら定義が40歳以下の若者だと言いますけれども、この木古内町の現状見てくださいよ。私、50を間もなく迎えるんですけども、だいたいの知り合いのかたに「若くないので」って言えば怒られますよ。若者だと思われていますよ。

おそらく皆さんも町内では若者だと思うんです。ですので、田畑課長がやはり若者中心にと特に今回は町長が掲げる子育て世帯、子どもを大事にするという観点からは、であれば40代で子どもをかかえている人は、やはりこの対象補助を受けるべきだと思いますので、私はいまの田畑課長が言った「やはり若者に補助を少しでも多くやっていただきたい、それは40歳以下です」ってこれは間違っていると思います。私は、その40歳の定義を絶対外すべきだと、もう一度だけ申します。

相澤委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまの39歳までが補助対象という部分のご質問でございますが、当初、当然これ条例制定する中でもその年齢の部分の議論はいたしました。最初は35歳以下というところで、提案するという案もございましたが、マイホームを取得するのがだいたい30後半くらいでというのが平均という統計もございましたので、それでは賃貸の部分については、39歳までこのように支援しましょうと。それ以降、40代についてはマイホームの部分を活用していただければということでの提案となっておりますので、この年齢について変える考えというのはないということをご理解ください。以上です。

相澤委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 いろいろこのしあわせサポート条例になるいろんな件が出ています。非常に内容を見ますと移住定住含めた形での施策案に関しては、評価できるものだと個人的には

思っています。そういう中で、ちょっとまた前に戻るんですけども、資料の48ページなんですけれども、この中で先ほど同僚委員が町内マイホーム取得促進事業の内容についてお尋ねしたんですけども、その中で助成対象外っていう三つの項目があるんですけども、聞き間違えたら申し訳ないんですけども、この中で3の国、道またはその他の団体から云々っていうことで、そういう補助を受けた場合には我が町の補助は対応できないんだっていう解釈は私はしていたんですけども、特に新築・リフォームも含めてやはり一大事業なんですよね、取得すれば。だから、そういう意味では非常に良いサポート事業なんですけれども、例えば新築なんかでもお国の制度を含めているような支援策があるわけですよね。そういう中で、例えば私の知っているサポート状況でいけば高断熱だとか高气密だとかっていう住宅いまもうほとんどそうなんだけれども、そうなった時に特典があるわけですよね。いわゆる支援策としてお国だとかそういう援助するよとサポートするんだよってそういう金額体制があるんです。だから、先ほどの同僚委員がやり取りした時に、名称は言わないけれどもそういうふうなサポートがある状態には我が町としてはサポートできない、補助できないというふうに私はちょっと感じたんですけども、その辺の確認をしたいと思います。

相澤委員長 副町長。

羽沢副町長 助成対象外の考えの部分でございますけれども、国、道、宝くじ振興会、振興財団とかそういうような補助金として交付する際には、当然ルールがございます。

その際に、多くはほかから例えば町がこれに補助金を出した場合に、そちらの補助金を受けられないということも往々にしてあります。そこで、このような助成を受けている場合、町として補助しませんというこのような助成対象外という項目にしているということでご理解ください。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 そうすれば具体的に言えば、私が先ほどちょっと言ったように、例えば高断熱だとか高气密住宅に関しては、例えば新築に関しては、これは対象にならないんだよというような具体的な話になってもいいんですか。ちょっとその辺。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時51分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時51分

再開 午後3時56分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議案第20号 木古内町定住用地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例制定について

相澤委員長 なければ、次に議案第20号の説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは続きまして、議案第20号 木古内町定住用地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

本条例につきましては、先ほどご提案させていただきました、木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例の実施にあわせまして、町が所有する町有地の一部を定住用地とし、当町に住宅を建築し居住を検討しているかたへ、定住用地を無償貸付及び無償譲渡することで木古内町への移住及び定住を促進するため、本条例を制定するものです。

第1条には本条例の目的、第2条には用語の定義、第3条には定住用地の位置を定め、第4条には、定住用地の貸付料及び譲渡価格を無償とすることが定めております。

以下、第5条から第18条までで構成をされており、内容は記載のとおりです。

なお、第13条 禁止事項の第1項第3号につきましては、先日開催されました総務・経済常任委員会におきまして内容を確認する事項としておりましたが、こちら金融機関に確認したところ、担保権等に制限を設けることで住宅ローンの貸付自体ができなくなるということはないですが、借入額を決める際の評価額の査定に影響があるというところであるため、本来借り入れとしたい金額よりも少なくなる可能性があるというところが確認できましたので、こちらにつきましては「譲渡を受けた土地に建設した住宅に係る住宅ローンを借り入れる以外の目的で、」というところを記載をさせていただいております。

附則では、本条例の施行日を定めております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 東出委員。

東出委員 いまこの条例改正やっているんだけど、やはり委員長はここで議案第19号何々についてどうのこうの、そして最後にはこれについては承認をいただきますかというふうにやっていかないで、いきなり議案20号にいっちゃうんだけど、こういう進め方でいいのかな。

相澤委員長 関連の議題ですので。

質疑何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 それでは、この20号の分は終わります。

次、お願いします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、まちづくり未来課所管の予算について、説明をさせていただきます。

予算書の46ページ・47ページをお開き願います。

あわせて、議案説明資料資料番号2 予算説明資料の39ページをお開き願います。

こちら、ふるさと納税に関する予算となりまして、それぞれ需用費、役務費、使用料及び賃借料に計上しております。

予算説明資料の2の事業の概要の(1)ふるさと納税見込額に記載のとおり、令和4年度予算につきましては、寄付額を5,500万円と見込みまして予算計上しております。

また、(2)にはふるさと納税における贈答品分類別内訳、(3)には掲載サイト数を記載しておりますので、ご参照願います。

予算説明資料の40ページをお開き願います。

こちら18節 負担金補助及び交付金のうち、道南いさりび鉄道通学利用者助成金 267万2,000円となります。

令和3年度までは、高校生を対象としておりましたが、令和4年度からは事業内容を拡充し、大学生や専門学校生も対象としております。また、助成の内容につきましては、いままではいさりび鉄道旧JRの江差線の利用料と道南いさりび鉄道の利用料の差額を基礎としまして、助成をしておりましたが、こちらにつきましては定期券の購入金額の3割を助成対象としまして、対象者は高校生が30名、大学生・専門学校生につきましては、20名を想定して積算をさせていただいております。

財源につきましては過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフトを充当することとしております。

50ページ・51ページをお開き願います。

こちらにつきましては、2款 総務費、1項 総務管理費、5目 企画振興費、7節 報償費になりますが、こちらにつきましては4年度新たに、第7次振興計画と公共交通計画の策定がはじまることから、それぞれ委員報償費としてまちづくり委員 13万5,000円と公共交通活性化協議会委員 18万円を計上をさせていただいております。

続きましてこちら、12節 委託料であります。

予算説明資料の41ページをお開き願います。

まずこちら、第7次木古内町振興計画の策定についてでございます。

こちらにつきましては、現在の第6次振興計画が令和5年度までの計画となっていることから、2か年をかけまして第7次振興計画の策定を行います。策定にあたりましては、町の現況の把握のためのデータ収集やこちらの分析ですとかを要するため、それらの業務についてを委託をさせていただくというものです。

予算額につきましては、令和4年度で352万円を計上させていただき、令和5年につきましては462万円というふうになっております。

予算説明資料の42ページをお開き願います。

続きまして、地球温暖化対策実行計画策定事業についてです。

国におきまして、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの方針を掲げておられて、当町におきましても地球温暖化対策の推進を図り、脱炭素社会の構築に向け地球温暖化対策実行計画の策定に向け、業務委託を行うものです。

事業費につきましては、CO₂排出量計測業務としまして440万円、計画策定業務にも同様に440万円を計上しております。財源につきましては、地域づくり総合交付金を充当することとしております。

予算説明資料の43ページお開き願います。

地域公共交通計画策定事業についてです。

こちらにつきましては、当町におけます交通は新幹線、在来線のみならず路線バス、タクシーなど近隣自治体と比較をしましても特殊であることから、当町特有の課題を解決し、より利便性の高い交通網整備に向けまして地域公共交通計画の策定をいたします。

予算額につきましては、令和4年度で664万4,000円を計上いたしまして、令和5年度は463万9,000円と2か年の事業とさせていただいております。

続きまして、13節の使用料及び賃借料についてですが、こちら予算説明資料の44ページをお開き願います。

こちら地デジ広報事業であります。こちら情報化が進んでいる現代におきまして、パソコンやスマートフォンの全国での普及率は極めて高い割合となっているところですが、当町におきましては、高齢化率がやはり高いというところから、こういったものを利用が困難なかがいらっしゃるところでありますので、新たな広報の手法としてテレビを活用した周知を行いたいというものであります。

予算額につきましては、41万円を計上させていただいております。

その他負担金につきましては、総額で9,779万3,000円となっているところですが、資料につきましては45ページ、こちら先ほどの条例の中でありましたとおり、こちら47ページをお開きいただきたいと思います。

こちら先ほど条例を上程させていただきました、木古内町みらいある条例に関します事業費を資料として記載をさせていただいております。

それぞれこちら48ページがマイホームの取得促進事業、55ページには多世帯同居リフォーム支援事業ですとかそういったところの事業を載せておりますが、こちらにつきましては先ほども議論になりましたので、説明のほうを省略をさせていただきたいと思います。

47ページを若干説明をさせていただきますが、木古内町のこちら移住定住新生活しあわせサポート事業補助金ということで1,540万を計上しておりますが、こちらにつきましてはそれぞれ①から④までの記載の事業をこの中で執行させていただくというところになります。

こちらにつきましては、まちづくり応援基金を充当することとしております。

続きまして、予算書の58ページをお開きいただきたいと思います。

こちら1目の統計調査費になりますが、こちら予算は計上のおりでありまして、令和4年度実施の統計調査につきましては、教育統計調査、工業統計調査、就業構造基本調査となっております。

続きまして、歳入のほうの説明に移らせていただきます。

26ページをお開き願います。

こちら14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金のうち地方創生推進交付金 50万円、こちらにつきましてはわくわく地方生活実現政策パッケージ事業、こちらのほうに充当するものであります。

続きまして、29ページをお開き願います。

こちらにつきましては、15款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節の総務費補助金の25万円につきましては、先ほどの国庫補助金と同様にわくわく地方生活実現

政策パッケージ事業への充当される事業となります。

3節の地域づくり総合交付金につきましては、315万円を計上しております、それぞれ各課に実施する事業で充当をするものであります。

続きまして、41ページをお開き願います。

こちら20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入であります、こちらまちづくりグループ所管分としましては、広報送付手数料、広報有料広告掲載料、いきいきふるさと推進事業助成金ということで計上させていただいております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

相澤委員長 質疑等ございますか。

平野委員。

平野委員 平野です。

何点かにわたりますけれども、予算書は50ページからなんですけれども、資料をもとに質疑させていただきます。

まず資料の42ページ、地球温暖化対策をしなければならないというのは当然これだけメディアで新聞・テレビ様々な情報番組でもわかり得ているところですが、当町の人口規模の中で、CO₂をいかに削減するか、大事ではありますが、ここまでお金をかけてやらなきゃならないものなのか、これは国の命令なのか。このやる意味、やったあとにどうしたいのか町は。大変疑問です、正直。いまのが1点。

それと次の43ページ、これも地域の公共交通、いま高規格道路が開通して高齢者も含む公共交通のニーズも含めて、これからどうしようかっていう計画を立てなければいけないというのは理解はします。しかし、これに関してもここまでなんでお金をかけてやらなきゃならないんだと。まずそれぞれの町内会に話を聞いて、どういう状況でこれからどうしてほしいって話を聞けば、なにが課題かってわかるじゃないですか。これはどこの指示でこういうような計画を立てて、今後どの方向に向かうためにこれをやるのか。具体的な考えがなければ到底この予算をかける、賛成はできないと個人的には思っております。

続いて44ページ、高齢者がパソコン・インターネットを使うかたが少なく、テレビは一日中かけている人がいるのでっていうことは理解はしますが、どのような内容をどのような形で、町民のかたに何を広報するのか。やり方、方法等をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。まず、3点について。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 平野委員のお尋ねでございますが、まず1点目としましては資料の42ページ、地球温暖化対策実行計画の策定事業であります、こちらまずご理解いただいているところかと思えますが、やはり地球温暖化が進む中で、国としてもCO₂の排出量を削減しなければならないというところで、こちらは事業をそれぞれ各自治体でも実施をしていくところでありますが、こちらにつきましてはまず調査業務ということで、実際に木古内町でどの程度のCO₂が排出をされているかという部分と、あと一方で木古内町でどの程度のCO₂を吸収しているか。森林ですとかそういった部分のところで、どの部分が吸収をされているかという部分を調査をしながら、北海道ですとかあと国全体でCO₂を削減していこうという取り組みになります。また、こちらこの計画を策定をすることによりまして、例えばですが太陽光ですとか風力、バイオマスですとかそういったものを活用しまし

た再生可能エネルギーに関する投資ですとか、あと公共施設を含めましたそういった主に公共施設、あと公用車ですとかそういった部分のCO2を削減する取り組み、省エネに対する整備ですとかそういった部分につきましても、環境省のほうから補助金を活用して実施をできるというものになっております。そういったところにこういった計画を立てまして、こちらとしましてもやはりカーボン当然ゼロにするというところもあります。さらに木古内町においてCO2排出量をさらに削減を進めまして、北海道・国全体で地球温暖化対策に取り組んでまいりたいというところの計画策定でございます。

続きまして、43ページの地域公共交通計画におきましては、こちらは令和2年6月に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正をされまして、地方公共団体によります地域公共交通計画の策定が努力義務とされました。このことに伴いまして当町におきましても、先ほど予算の中でも説明をさせていただきましたが、特に木古内町は新幹線、道南いさりび鉄道、函館バス、地元にもハイヤー会社もございますし、あとレンタカーもございます。そういった中で、より地域の公共交通をどのように進めていくことが効率的であるか、また地域によりましては例えばですが、知内町で運行しておりますデマンドバスのようなそういったものを運行させて、例えばそういった公共交通の補完をするようなところですかそういった部分を計画としてニーズ調査ですとか、当然地域のほうの皆さんとも協議をいたしまして、さらに地域の公共交通のこちら総務省におきます地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、道南の他市町村の地域公共交通計画の策定にも多くを関わっておりますアドバイザーを招聘するなどしまして、こういったどういったものが木古内町の特に地域によってどのようなものが適しているか、そういったものを定めましてマスタープランとして作成をしてまいりたいというところでございます。

続きまして44ページになりますが、こちら地デジ広報の方法でございますが、こちらにつきましてはテレビにありますdボタンを活用しまして、dボタンを押しますと画面が切り替わりまして、地域の天気ですとかあとニュースですとかそういったものが表示をされるのですが、そちらに木古内町の情報を掲載をいたしまして、そちらで例えばですが地域のイベントですとか、あと若しくは防災上の情報ですとかそういったところを情報を周知していく手法となっております。こちらにつきましては、さらに活用することによりまして、道内の範囲でですがそれぞれ内容を見ることができますので、道内の皆さんにも情報発信ができるものと考えているところであります。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 当町の財政状況というのは、国の交付税に助けられて成り立っている現状です。

そんな中、当然国のご指示をいただき、それを忠実に守り、やっていくという担当課の気持ちもよくわかります。わかった上でですけれども、やはりこれまでもそうなんですけれども、きょうも建設水道課でコンサルに委託して、はたしてそれが必要なかどうなのか毎年私ちょっと疑問に思う部分があるんですけれども、今回のこの42ページ・43ページについては、特にここまでお金をかける必要がないとここ近年で一番思った事業です。

ゼロカーボンですとかきょうも今3月の各自治体の定例会で、ゼロカーボンの条例がどうだとかいろんな地区でやっているのもわかっています。100歩譲ってこれはもうこれをやらなきゃならないっていう国の命令なんですか、はっきり言って。それともこの策定計

画を作ることによって、補助金を利用できる。じゃあ今後その補助金をどのように活用できるんですか。これは、それ以外の公用車も含めて全て交付税の対象にならないものなのか、この計画を作らなければ。この計画を作ることによって、いわゆる700万もかけますよね町が。じゃあ700万分の回収ができるだけの補助になるのかどうなのか。それよりももっと地球温暖化に対して町民への注意喚起だったり、何を改善しましょうってやれることっていっぱいあると思うんですよ。やはりそれもやらずして、いきなりお金をかけてドンというのが納得いかない。

それと43ページ、まさに努力義務、公共交通の。それは努力を義務として指示されたということですけども、努力すればいいじゃないですか。お金をかけないで。それぞれいま町民がどのように必要に思っているか、町内会と協力してまずアンケート取ればいいじゃないですか。これまでも我々も散々デマンドバスも含めて町民の声を聞いてきて、投げかけている経緯もあるじゃないですか。そこの上でさらにゼロからスタートで、これだけのお金をかけてやる必要って何ですか、何を求めているんですか。いままでも様々なマスタープラン作ってきて、それがほぼほぼ内容として形としては良いものできました。それが活かしてこのまちづくりに対してどこまで活躍してきましたか、このコンサルにかけたお金が、というふうに思いますけれども。

それと、地デジです。最後の言葉で言った我が町の情報が発信されることで、全道各地のかたにPRできる可能性がある。それについては、確かに全道各地にはdボタンを活用しておられる視聴者は多くいるんだろうな。しかしながら、この当町で高齢者がテレビのリモコンさえ上手に操作できない人が山ほどいる中で、このdボタンを使って見る人がどこまでいるのかなってなったら本当少数だと思いますよ。ですので、これも正直に町民のためのことを考えたら疑問が強い予算です。ほぼほぼ感想と言いますか、私の意見になりましたけれども、それぞれ答弁あったらお願いします。

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時35分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

時間相当過ぎておりますので、延長をかけなきゃならないと思うんですが、この議事が終了するまで延長をかけたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 この議事が終了するまで、延長します。

ほかにございますか。

竹田委員。

竹田委員 別件でちょっと暮らしの部分で、管理はまち課でいいんですよ。冬の管理はどうしてますか。まず実態、どうしているか。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 ちょっと暮らし住宅の管理につきましては、まず1か月に1回程度、中の掃除という部分は行っております。また、排雪につきましてもその時に除雪です。

そういったところで行わせていただいて、実際に入居の申し込みがありましたら、そちらの部分しっかりと除雪をしながら受け入れの体制を調べているというのが現状であります。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま課長から月に何回か雪をかいて管理している、中の掃除しているって言うけれども、嘘でしょう。何回もあそこ通って確認しているけれども、屋根の雪もずっと下までついて、玄関だって塞がっているっていう実態。私は、それはそれでいい。やはりちょっと暮らしをもっと有効に使えないかって、例えば管理を含めて。いま下町・前浜は、空き家を利用して町内会館を町に家賃の面倒をみてもらって運営している。ですから、冬期間でも使う使わない別にして毎日ではないかも知れないけれども、雪もかいたりたま掃除もする。ですから私は、ちょっと暮らしをその住宅を管理含めて、佐女川町内会にも会館がないわけだ。公民館使ったり、場合によっては神社を借りたり、あと道営住宅の集会所、なんか使いづららしい。そういうことからすればいま下町の会館同様、通常佐女川に管理を委託すると。そして、普段使ってくださいと。そういうことでやることによって会館も生きてくるし、管理もなにも心配しなくてもいい。その辺の考えどうですか。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 ちょっと暮らしの活用につきまして、ご意見いただいたところではありますが、そちらにつきましてはまず町内会さんのほうと話をさせていただいて、あと管理に建設水道課も関わっておりますので、そういった部分と含めてそういった活用ができないかという部分も協議をさせていただきたいなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 確かに相手あるから、相手と協議しなきゃならない。だけれども、町の姿勢としてそこはやはり管理してもらいたい、町内会で使ってくれないかって言うくらいの悪いところがあったらいくらでも直しますと。そういう姿勢がなければ前に進まない。私は、そこを言っている。確かにいろんな所管の中で関わっている部分なんだけれども、やはり担当課としての姿勢が必要だと思う。

相澤委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 ご意見ということで、承りたいと思います。こちらにつきましては、先ほど漏れておりましたが、やはりちょっと暮らし住宅としての活用もございまして、随時、利用については受け付けているところでもありますので、そういった例えば町内会さんの利用したい時とちょっと暮らし住宅で使いたい時期がかぶったりですとか、ほかのところにはないような案件もありますので、そちらにつきましても協議をしながら活用方法について検討してまいりたいと考えております。

相澤委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、質疑を締めます。

まちづくり未来課の皆さん、ご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後6時09分

(5)総括質疑事項のまとめ

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

総括に残すもので、それで発言する人について、決まった部分を確認します。よろしいでしょうか。

それでは、防災のジャンパーについては新井田委員、よろしく申し上げます。それから、観光と桜と特産品この部分に関しては、竹田委員申し上げます。それから、きょうの分で条例改正の分、地球温暖化の分、地域交通の分に関しては、平野委員お願いしてよろしいでしょうか。では、そのように決定いたしましたので、よろしく申し上げます。

総括の時間について、あさって皆さんに日程表を渡してありますが、9時半からということを進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

東出委員。

東出委員 日程からいけば私は、9時半じゃなくて10時からでも十分だろうと私は思うんですよ。ということは、総括でだいたい10時から11時、若しくは11時15分くらい。それから表決は、そんなに時間私がかからないと思いますし、委員会報告もある程度総括の部分でこれをどう残すかで、その前段の意見審査はある程度私は正副委員長で作れると思うんですよ。残すのは総括の文面をどうするかというところだけだと思うので、私は10時からで結構だしお昼を食べてゆっくり昼から1時からやればいいのかなんていうふうに私なりにスケジュールを考えてみたし、強いて言えばこの日、11日は特別東北大震災があった日であるし、みんなでもって心のどこかでご冥福の気持ちを捧げられればいいなと思っていますので、どうでしょうか。

相澤委員長 10時からでいいのではないかというような意見も出ておりますが、どうしますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後6時13分

再開 午後6時19分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

金曜日のはじまりは、9時半からということでございます。

以上をもちまして、本日の予算等審査特別委員会を閉会といたします。

どうもご苦労様でした。

説明員 鈴木町長、羽沢副町長、福田総務課長、幅崎税務課長、山下主査
構口建設水道課長、木本（邦）主査、岩本主査、小西主査、石川主査
土門主事、佐藤（翔）主事、加納技師、吉本主事、吉田（宏）保健福祉課長
菅原主査、後藤主査、西村主査、中村主任、河合保健師
田畑まちづくり未来課長、中山主査、中村主査、土谷主事、青木主事

傍聴者 松墓祐吉
報 道 （道新）大庭支局員

予算等審査特別委員会
委員長 相 澤 巧